小金井市市民参加推進会議の運営等について(案)

1 会議録作成の基本方針等

- (1) 小金井市市民参加推進会議における会議録の作成は、市民参加条例施行規則第 5条の規定により、①全文記録、②発言者の発言内容ごとの要点記録、③会議内 容の要点記録の作成方法のうち、(記録方法)とする。
- (2) 会議録は、原則として次回の会議で内容の確認後、ホームページに掲載し、情報公開コーナー(第二庁舎6階)等に据え置き公開する。
- (3) 発言者名を正確に把握するため、会議での発言は会長が指名後、名前を発言してから行う。(例「○○です。○○○については、・・・」)

2 会議の公開

小金井市市民参加推進会議は、小金井市市民参加条例第6条の規定により、原則として公開する。

3 会議の傍聴

小金井市附属機関等の会議に関する傍聴要領のとおりとする。

- 4 「意見・提案シート」について
 - (1) 「意見・提案シート」を設置 (する・しない)。
 - (2) 設置する場合、<u>必ず記名を求め</u>、<u>正式資料として公開の対象とする</u>。無記名で あった場合は参考資料として委員のみに配布する</u>。提出された「意見・提案シート」は、<u>原文のまま</u>配布する。ただし、公序良俗に反する内容や個人情報に関す る内容等の場合、配布しない。一部がそのような場合は墨塗りして配布する。提 案内容について、<u>委員から審議に取り上げたいと申し出があった場合、審議の時</u> 間を設ける。
 - (3) 傍聴者からの小金井市市民参加推進会議の検討内容等に対する意見は、<u>「意見・提案シート」</u>を用いて、会議開催日の1週間前の午後5時までに提出されたものは(氏名、提出日を記載していただく。)、次回会議で配付するものとする。

小金井市市民参加条例概要

NO. 1

					NO. 1
章名	見出し	条	項	主な内容	施行規則 条項
	目的	1条		市民の意思を市政にいかし、市民本位の市政運営を 円滑に進めるため、市政への参加及び協働について定 める。	
	定義	2条		①市民参加 ②協働 ③附属機関等 ④市民の提言 制度	
	+++ 1+H A	0 F	1項	市政に役立つ情報の共有	
総則	基本理念	3条	2項	互いの意見が平等に扱われ、あらゆる市民の意向に 配慮し、異なる意見も尊重する。	
			1項	説明責任	
	市の責務	4条	2項	応答責任	
			3項	他の自治体等と共同又は協力して行う事業で市民生 活に影響を与えるものへの適用	
	市民の責務	5条		市民参加及び協働の目的を自覚し、市政運営が円滑に進むよう努める。	
			1項	原則として公開する。	2条
	市の会議の 公開	6条	2項	非公開の会議は理由を明らかにする。	3条
市政情報の公開			3項	非公開の会議の記録のうち非公開とするもの	4条
	情報公開 手段の拡充	7条		①会議録の公開 ②広報紙等の拡充 ③情報公開施設 の拡充 ④通信等情報伝達手段の充実	5条 6条 7条
	附属機関等 の設置	8条		市の重要政策について、その企画、策定、実施又は評価に至る過程に係る附属機関等を設置するものとする	8条
			1項	<u>る。</u> 公募委員を置かなければならない。	
	附属機関等	g 冬	2項	公募委員を置かない場合は理由を明らかにしなけれ ばならない。	9条
	の構成	5 /K	3項	公募委員の比率は30%以上とする。	10条
			4項	男女それぞれに偏りがないよう配慮する。	
附属機関等への	公募委員の	10夕	1項	公正な方法による公募委員の選任	11条
市民参加	選任等	10余	2項	選考基準の公表、選考結果の公表	12条
	委員の 選任等	11条		附属機関等の委員の選任結果の公表	13条
	附属機関等の 委員の兼任	12条	1項	他の附属機関等の委員を2つ以上兼ねることはできない。ただし、臨時的、時限的に設置される委員は、そのほかに1つに限り兼ねることができる。	
	と仕期		2項	委員の任期は3期までとする。	
	附属機関等の	19久	1項	答申の尊重	
	答申の尊重	10米	2項	答申等がいかされない場合の理由の公表	14条
			1項	市政に係る重要な施策又は課題について、意向調査 を実施する。	
市民の意向調査	市民の 意向調査	14条	2項	市民は市に意向調査の実施を求めることができる。	15条
	157 L. 1 Mul '표'		3項	意向調査の目的・内容・対象者及び結果の処理方法 についてあらかじめ公表しなければならない。	16条
	高級則 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	目的 定義 基本理念 市の 下の 下下 下下 下下 下下 下下 下下	目的 1条 定義 2条 基本理念 3条 基本理念 3条 市の責務 4条 市民の責務 5条 市民の責務 5条 市民の責務 6条 情報公開 7条 附属機関等の設置 8条 附属機関等の構成 9条 選任等 11条 附属機関等の 3条 選任等 11条 附属機関等の 4条 上任期 日2条 上任期 日2条 上任期 日2条 上日期 日3条 日3条 日3条 日3条 日3条 日4条 日4条	日的 1条 1項 2項 3項 3項 3項 3項 3項 3項 3	日的

小金井市市民参加条例概要

NO. 2

章	章名	見出し	条	項	主な内容	施行規則 条項
				1項	市の施策原案に対して、市が市民に提言を求める制度は、本条の定めるところによる。	17条 18条
5章	市民の提言制度	市民の 提言制度	15条		市民の提言制度の実施に当たっては、対象事項の内容・意見の提示方法・提出先・提示された意見の扱い方についてあらかじめ公表しなければならない。	19条
		灰百門反		3項	多様な提言方法の保障	20条
				4項	意見の提示期間は1か月以上とする。	
				5項	提言制度の実施結果及びその扱いの公表	21条
		市民投票	16条		市は、市政に関する市民投票を行うことができる。	2条
		投票資格者	17条		投票資格者は18歳以上の日本人と永住外国人	
				1項	投票資格者名簿総数の100分の13以上の連署をもって、市長に対して市民投票の実施を請求することができまる。	19条 20条
				2項	市民投票の形式等市民投票の実施に必要な事項を 請求書に明記しなければならない。	11条 12条
		市民からの請 求による市民 投票	18条	3均	市政の重要事項であっても、税率、分担金、使用料、 手数料等の額に関する事項である場合又は特定の地域に廃棄物処理施設等の嫌悪施設を立地させる事項 である場合は、市民投票を実施しないことができる。	
		IX.XX		4項	市民投票の実施に要する経費を、独立した補正予算 とした議案を市議会に提出するものとする。	
			東			
6章	市民投票			乗 項		
		市民投票	10夕	1項		21条
		の期日	19余	2項	て市民投票の期日を定め、市民投票を実施するものと	22条
		は切の担果	00 %	_ ` '		00/8
		情報の提供	20余 			- 23条
		請求の制限	21条		ら2年間は、同一の事項又は当該事項と同旨の事項に	
		投票結果 の尊重	22条		総数の3分の1以上の者により選択されたときは、市長及び市	
		規則への委任	23条			38条

小金井市市民参加条例概要

NO. 3

章	章名	見出し	条	項	主な内容	施行規則 条項
7章	市民と市との日常的な協働	市民と市との日常的な協働	24条		留意事項 ①市民の知識及び技能の市政への活用 ② 市民の情報の自主的提供、市の市民情報の積極的収 集と市民との共有 ③市民相互の意見交換による市民間 の意見調整	
8章	協働のための	活動拠点の	25条	1項	日常的な協働のための拠点の設置	
	活動拠点	設置		2項	活動拠点の運営等	
		市民参加推進 会議の設置	26条		設置の目的	
		推進会議の	27条	1項	推進会議の役割 ①運用状況の審議 ②条例の見直し ③市長への提言	
		役割	- 1 7 1 0	2項	提言及び市長の意見の公表	
				1項	12人の委員で構成	22条 23条
	市民参加	推進会議の	28条	2項	公募委員	
9章	推進会議	構成等	20宋	3項	正・副委員長の設置	
				4項	正・副委員長の任務	
		推進会議	29条	1項	任期2年・3期まで	
		委員の任期	237	2項	補欠委員の任期	
		推進会議の 運営	30条		推進会議の運営	24条
10章	雑則	委任	31条		施行に関し必要事項の規則への委任	
			1項		規則に委ねる。	
		施行期日	2項		市長は,広く市民の意思を反映させ,市民投票に関する条例の制定に向けた必要な措置を講ずるものとする。	
	付則	経過措置	3項		現に設置されている附属機関等の9条及び12条の適 用除外	
		特別職の給与に 関する条例の 一部改正	4項		推進会議委員報酬の規定	

第50回市民参加推進会議

○小金井市市民参加条例

平成15年6月26日条例第27号

改正

平成21年3月16日条例第12号 平成24年6月25日条例第29号

小金井市市民参加条例

目次

前文

- 第1章 総則(第1条—第5条)
- 第2章 市政情報の公開(第6条・第7条)
- 第3章 附属機関等への市民参加(第8条―第13条)
- 第4章 市民の意向調査(第14条)
- 第5章 市民の提言制度(第15条)
- 第6章 市民投票(第16条—第23条)
- 第7章 市民と市との日常的な協働(第24条)
- 第8章 協働のための活動拠点(第25条)
- 第9章 市民参加推進会議(第26条—第30条)
- 第10章 雑則 (第31条)

付則

前文

市政の主役は、市民です。市政をどのように運営するかによって、小金井市で生活する市民の暮らしは大きく左右されます。

また、市政に市民がどのようにかかわるかによって、市政運営のあり方は大きく変わってきます。 したがって、市民の望むところを市政に積極的にいかしていくことは当然です。

しかし、市民の価値観や要求が多様で、その個性化が著しい今日において、市民の意見や要求を 的確かつ迅速に市政に反映させるためには、種々の手段が必要です。そして、その手段は、市民に 十分理解されるだけでなく、市民が利用しやすいものでなければなりません。

小金井市では、誰にとっても暮らしやすいまちであることを願い、市民の市政への参加と協働に ついての手段を制度として具体化し、市民の望む市政が保障できるよう、ここに小金井市市民参加 条例を定めます。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、小金井市(以下「市」という。)における、市民の市政への参加及び協働についての必要な事項を定め、もって多様な市民の意思を市政にいかし、市民本位の市政運営を円滑に進めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 市民参加 市の政策立案、実施及びその評価に、広く市民の意見を反映させるとともに、 市民と市との協働によるまちづくりを推進することを目的として、市民が市政に参加すること をいう。
 - (2) 協働 市民及び市が、それぞれの役割と責任に基づき、対等の立場で連携協力して市政を 充実させ、又は発展させることをいう。
 - (3) 附属機関等 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、法律 もしくは条例の定めるところにより設置される附属機関又は市長の定める他の審査、諮問、調 査等のために設置する機関をいう。
 - (4) 市民の提言制度 市の施策原案に対する市民の書面等による意見の表示によって行う市民 参加の方法をいう。

(基本理念)

- 第3条 市民及び市は、市民参加及び協働の前提条件として市政に役立つ情報の共有が不可欠であることにかんがみ、互いにこれに努めるものとする。
- 2 市民参加及び協働に当たっては、何人も互いの意見が平等に扱われることを自覚し、積極的に は発言しない市民のみならず、市内に居住する未成年者、市内に通勤もしくは通学する者、市内 に事務所もしくは事業所等の活動拠点を有する法人その他の団体又は市内に暮らす外国籍を有す る者の意向にも配慮するとともに、異なる意見を有する者の意見も尊重し、あらゆる関係者相互 の信頼関係を築くことに努めるものとする。

(市の責務)

第4条 市は、市民に対し、適切な時期に、市の政策立案、その決定、実施の理由及び内容、その内容を具体化する手段及び市の政策実施の評価並びに市民参加の方法について、市民に分かりやすい方法で十分に説明する責務を負う。

- 2 市は、市民の市政に対する要求及び意見を誠実に受け止め、処理しなければならない。この場合において、市は、そのための窓口を保障しなければならない。
- 3 前2項の規定は、市が他の自治体等と共同又は協力して行う事業で、市民生活に影響を与える ものについても適用があるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、市民参加及び協働の目的を自覚し、市と共に市政運営が円滑に進むよう努めなければならない。

第2章 市政情報の公開

(市の会議の公開)

- 第6条 市の会議は、原則として公開する。
- 2 公開の例外として認められる非公開の会議は、その理由を明らかにしなければならない。
- 3 非公開の会議の記録のうち、非公開とするものは、特に秘密を要すると認められるものに限る。 (情報公開手段の拡充)
- 第7条 市は、市民との情報の共有を図るため、次に掲げる事項に配慮し、努力しなければならない。
 - (1) 会議録の公開
 - (2) 広報紙等の拡充
 - (3) 情報公開施設の拡充
 - (4) 通信等情報伝達手段の充実

第3章 附属機関等への市民参加

(附属機関等の設置)

第8条 市は、市の重要政策について、その企画、策定、実施又は評価に至る過程に係る附属機関 等を設置するものとする。

(附属機関等の構成)

- 第9条 附属機関等には、原則として公募による委員(以下「公募委員」という。)を置かなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、附属機関等に公募委員を置かない場合は、市はその理由を明らかに しなければならない。
- 3 附属機関等における公募委員の比率は、原則として30パーセント以上とする。
- 4 附属機関等の委員構成は、男女それぞれに偏りがないように配慮しなければならない。

(公募委員の選任等)

- **第10条** 市は、公正な方法によって公募委員の選任等を行わなければならない。
- 2 市は、公募委員を選考する場合は、あらかじめ選考基準を公表しなければならない。また、選 考結果をその理由とともに遅滞なく公表しなければならない。

(委員の選任等)

第11条 市は、附属機関等の委員の選任等の結果を、その理由とともに公表しなければならない。 ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

(附属機関等の委員の兼任と任期)

- 第12条 附属機関等の委員は、原則として他の附属機関等の委員を二つ以上兼ねることはできない。 ただし、臨時的、時限的に設置される附属機関等の委員については、そのほかに、一つに限り兼 ねることができるものとする。
- 2 委員の任期は、原則として3期までとする。ただし、専門的知識又は技能を必要とする附属機 関等の委員の場合は、この限りでない。

(附属機関等の答申等の尊重)

- 第13条 市は、附属機関等から提出のあった答申等を尊重しなければならない。
- 2 市は、前項の答申等が市政にいかされない場合は、その理由を遅滞なく公表しなければならない。

第4章 市民の意向調査

(市民の意向調査)

- 第14条 市は、市政に係る重要な施策又は課題について、市民の意向を知る必要があると認める場合は、市民の意向調査を実施するものとする。
- 2 市民は、市に意向調査の実施を求めることができる。
- 3 市は、意向調査の目的、内容、対象者及び結果の処理方法について、あらかじめ公表しなければならない。

第5章 市民の提言制度

(市民の提言制度)

- 第15条 市の施策原案に対して、市が市民に提言を求める制度は、本条の定めるところによる。
- 2 市は、市民の提言制度の実施に当たっては、対象事項の内容、市民の意見の提示方法及び提出 先並びに提示された意見の扱い方について、あらかじめ公表しなければならない。
- 3 市は、市民の提言方法について、多様な方法を保障しなければならない。

- 4 市民の意見の提示期間は、原則として1か月以上とする。
- 5 市は、市民の提言制度の実施結果及びその扱いについて、速やかに公表しなければならない。

(市民投票)

第6章 市民投票

第16条 市は、市政に関する市民投票を行うことができる。

(投票資格者)

- 第17条 市民投票の投票権を有する者(以下「投票資格者」という。)は、年齢満18年以上の日本 国籍を有する者又は永住外国人であり、かつ、その者に係る市の住民票が作成された日(市に住 所を移した者で住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日)から引き続き3か月以上市の住民基本台帳に記録されているものであって、規則で定めるところにより作成する投票資格者名簿に登録されているものとする。
- 2 前項の永住外国人とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第2の上欄の永住者の在留資格を もって在留する者
 - (2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者

(市民からの請求による市民投票)

- **第18条** 投票資格者は、規則で定めるところにより、その総数の100分の13以上の者の連署をもって、 その代表者から、市長に対して、市政の重要事項について市民投票を実施することを請求するこ とができる。
- 2 前項の請求を行おうとする者は、規則で定めるところにより、市民投票の形式等市民投票の実施に必要な事項を請求書に明記しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による請求があったときは、市民投票を実施しなければならない。ただし、市政の重要事項であっても、法令の規定により市民投票を行うこととされている事項である場合、税率、分担金、使用料、手数料等の額に関する事項である場合又は特定の地域に廃棄物処理施設等の嫌悪施設を立地させる事項である場合は、市民投票を実施しないことができる。
- 4 市長は、前項の規定により行う市民投票の実施に要する経費を、他の経費とは区別して、独立した補正予算とした議案を市議会に提出するものとする。
- 5 市議会は、第3項の規定により行われる市民投票の円滑な実施に協力するものとする。
- 6 第1項において、市民投票の実施を求める投票資格者は、地方自治法の条例の制定又は改廃の

請求に関する規定の例により、市長に対し、署名簿を提出するものとする。

(市民投票の期日)

- 第19条 市長は、前条第3項の規定により市民投票を実施するときは、直ちにその旨を告示しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による告示の日から起算して90日を超えない範囲内において市民投票の期 日を定め、市民投票を実施するものとする。

(情報の提供)

- **第20条** 市長は、市民投票を実施するときは、当該市民投票に係る市政の重要事項に関する情報を、 市民に対して提供するものとする。
- 2 市長は、前項に規定する情報の提供に当たっては、事案についての中立性を保持しなければな らない。

(請求の制限)

- 第21条 この条例による市民投票が実施された場合には、市民投票の期日から2年間は、同一の事項又は当該事項と同旨の事項について、第18条第1項の規定による請求を行うことができない。 (投票結果の尊重)
- 第22条 市民投票の結果において、選択肢のいずれかが投票資格者総数の3分の1以上の者により 選択されたときは、市長及び市議会は、当該結果を尊重しなければならない。

(規則への委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、市民投票に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 市民と市との日常的な協働

(市民と市との日常的な協働)

- 第24条 市民及び市は、市民と市との日常的な協働を円滑に進めるため、次に掲げる事項に留意しなければならない。
 - (1) 市民の知識及び技能の市政への活用
 - (2) 市民による協働のための情報の市への自主的提供並びに市による市民情報の積極的収集及び市民との共有
 - (3) 市民相互の意見交換による、相違する市民間の意見の調整

第8章 協働のための活動拠点

(活動拠点の設置)

第25条 市は、別に定めるところにより、日常的な協働のための拠点を設置するよう努めなければ

ならない。

2 前項の拠点においては、市民個人及び市民グループ(NPO(民間非営利活動団体)を含む。) 等から成る市民の組織が市と協働し、日常的な情報又は意見の交換を通して、その成果について、 説明責任を果たし、健全なまちづくりを推進するものとする。

第9章 市民参加推進会議

(市民参加推進会議の設置)

第26条 市は、この条例の適正な運用状況を審議するため、市民参加推進会議(以下「推進会議」 という。)を設置する。

(推進会議の役割)

- 第27条 推進会議は、社会情勢の変動に留意しつつ、この条例の運用状況を審議し、条例の見直し を含め、市民参加と協働を推進するために必要な意見を市長に提言するものとする。
- 2 市長は、推進会議の提言及びこれに対する市長の意見を速やかに公表しなければならない。 (推進会議の構成等)
- 第28条 推進会議の委員は12人以内とし、委員は、次の者をもって構成する。
 - (1) 市民(市内に住所を有する者に限る。) 5人以内
 - (2) 市民団体代表(市内の地域団体等の代表) 3人以内
 - (3) 学識経験者 2人以内
 - (4) 市に勤務する職員 2人以内
- 2 前項第1号及び第2号の委員は、公募によるものとする。
- 3 推進会議に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によって定める。
- 4 委員長は、推進会議を総理する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は 委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(推進会議委員の任期)

- **第29条** 推進会議委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、連続して3期を超えてはならない。
- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(推進会議の運営)

第30条 推進会議の運営については、別に定める。

第10章 雑則

(委任)

第31条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、別に規則で定める日から施行する。

(市民投票に関する条例の制定に向けた準備)

2 市長は、広く市民の意思を反映させ、市民投票に関する条例の制定に向けた必要な措置を講ず るものとする。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現に設置されている附属機関等の構成等については、第9条及び第12条 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(特別職の給与に関する条例の一部改正)

4 特別職の給与に関する条例(昭和31年条例第22号)の一部を次のように改正する。 別表第3中

Γ	長期計画審議会	会長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円」

を

Γ	長期計画審議会	会長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
	市民参加推進会議	会長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円」

に改める。

付 則 (平成21年3月16日条例第12号)

この条例は、平成21年9月1日から施行する。

付 則 (平成24年6月25日条例第29号)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による施行の日(以下「施行日」という。)以後引き続き住民基本台帳法(昭和42年 法律第81号)の規定による小金井市の住民基本台帳(以下「住民基本台帳」という。)に記録されている者で、施行日の前日において出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号)第4条の規定による廃止前の外国人登録法(昭和27年法律第125号。以下「廃止前の外国人登録法」という。)第4条第1項の規定による小金井市の外国人登録原票(以下「外国人登録原票」という。)に登録されていた第1条の規定による改正後の小金井市市民参加条例第17条第2項に規定する永住外国人に対する同条第1項の規定は、外国人登録原票に登録された日(廃止前の外国人登録法第8条第1項の申請に基づく同条第6項の居住地変更の登録を受けた場合には、当該申請の日。付則第4項において同じ。)から引き続き施行日の前日まで小金井市の外国人登録原票に登録されていた期間を、施行日以後の住民基本台帳に記録されている期間に通算して適用する。

第50回市民参加推進会議

○小金井市市民参加条例施行規則

平成16年3月4日規則第6号

改正

平成17年2月18日規則第4号 平成19年3月30日規則第29号 平成19年9月20日規則第36号 平成21年9月30日規則第34号

小金井市市民参加条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小金井市市民参加条例(平成15年条例第27号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(市の会議)

第2条 条例第6条第1項に規定する市の会議とは、条例第2条第3号に規定する附属機関等の会議をいう。

(非公開の会議)

- 第3条 条例第6条第2項に規定する非公開の会議とは、小金井市情報公開条例(平成14年条例第 31号。以下「情報公開条例」という。)第5条各号に規定する内容を議題とする会議等をいう。 (会議録等の非公開)
- 第4条 条例第6条第3項に規定する非公開の会議の記録のうち、特に秘密を要すると認められ非 公開とするものは、情報公開条例第5条各号に規定する内容を議題とする会議等の記録をいう。 (会議録作成の基本方針)
- 第5条 条例第7条第1号の会議録は、あらかじめ関係附属機関等に諮った上、次に掲げる会議録 の作成方法の中から、会議内容等に応じ適切な方法を選択するものとする。
 - (1) 全文記録
 - (2) 発言者の発言内容ごとの要点記録
 - (3) 会議内容の要点記録

(会議録の記載事項)

第6条 会議録(様式)には、原則として次の事項を記載するものとする。ただし、規則、規程、 細則、要綱、要領、規約等で設置根拠が定められている会議等の会議録については、第11号に定 める発言内容の記載は、主な発言要旨等の記載とすることができる。

- (1) 会議の名称 (附属機関等名)
- (2) 事務局(担当課)
- (3) 開催日時
- (4) 開催場所
- (5) 出席者
- (6) 傍聴の可否
- (7) 傍聴者数
- (8) 傍聴不可・一部不可の場合は、その理由
- (9) 会議次第
- (10) 会議結果
- (11) 発言内容・発言者名
- (12) 提出資料
- (13) その他必要な事項
- 2 前項の規定にかかわらず、率直な意見の交換や意思決定の中立性の確保のために必要なときは、 発言者名の記載を省略することができる。この場合において、発言者名の記載の省略の可否は、 当該附属機関等の出席委員の過半数をもって決するものとする。

(会議録の公開の方法)

第7条 条例第7条第1号の会議録の公開は、情報公開コーナーに据え置く等の方法によるものと する。

(重要政策)

第8条 条例第8条に規定する附属機関等が審議する市の重要政策とは、小金井市基本構想に掲げられている政策等をいう。

(公募委員)

第9条 条例第9条に規定する公募委員になることができる者は、原則として応募時に18歳以上であって、市内在住、在勤又は在学のものとする。

(公募の周知)

第10条 市長は、公募委員を募集する場合は、附属機関等の設置の趣旨、目的、所掌事項等を明確 にした上で、市報等により市民に周知し、幅広く市民の参加が得られるよう配慮するものとする。

(公募委員の選考方法及び公表)

- 第11条 市長は、条例第10条の規定に基づく公募委員の選任に当たっては、関係職員による選考委員会(以下「選考委員会」という。)を設置するものとする。
- 2 選考委員会における公募委員の選考方法は、次の各号のいずれかから附属機関等の設置の趣旨 及び目的に合った方法を選択するものとする。
 - (1) 論文、作文等による選考
 - (2) 面接選考
 - (3) 書類審査
 - (4) 抽選
- 3 前項の選考方法は、あらかじめ募集又は選考に係る要領等を策定の上公表し、適正かつ公平を 期するよう配慮するものとする。
- 4 選考結果については、これを応募者に通知するとともに、市報等によりその結果及び理由を公 表するものとする。

(公募委員が定員に満たない場合等の取扱い)

第12条 前条の規定にかかわらず、公募委員が定員に満たない場合又は応募者の中から選任できない場合は、関係団体からの推薦、市長からの就任要請等により適切に対応するものとする。

(附属機関等の委員の選任結果の公表)

第13条 条例第11条に規定する附属機関等の委員の選任結果の公表は、選任した委員名、選任理由 等を明記して市報等により行わなければならない。

(公表方法等)

- 第14条 条例第13条第2項の規定による答申等が市政にいかされない場合の理由の公表の方法は、 第19条第4項の規定を準用する。
- 2 市は、答申等を提出した附属機関等の委員に対し、前項の理由等を通知するものとする。 (意向調査の対象事項)
- 第15条 条例第14条第2項に規定する市民の意向調査の実施に当たっては、原則として意向調査の 内容を所管する課に当該事項に関する附属機関等がある場合はその附属機関等に、附属機関等が ない場合は条例第26条に規定する市民参加推進会議に意見を求めるものとする。

(意向調査の公表)

第16条 条例第14条第3項に規定する市民の意向調査の目的、内容、対象者及び結果の処理方法についての公表の方法は、第19条第4項の規定を準用する。

(市民の提言制度の対象事項)

- 第17条 条例第15条第1項の施策原案は、次に掲げるものとし、その制定、改廃、策定等を行う場合において市民に提言を求めるものとする。
 - (1) 次に掲げる条例の案
 - ア 市の基本的な制度を定める条例
 - イ 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例
 - ウ 市民に義務を課し、又はその権利を制限する条例
 - (2) 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える規則等
 - (3) 基本構想等市の基本的政策を定める計画、個別行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画
 - (4) 市の基本的な方向性等を定める憲章、宣言等
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

(適用除外)

- **第18条** 前条の規定にかかわらず、施策原案が次の各号のいずれかに該当するときは、条例第15条 の規定による市民の提言制度は、適用しない。
 - (1) 迅速又は緊急に定める必要があるため、市民の提言制度を実施することが困難なものであるとき。
 - (2) 金銭の徴収又は予算の定めるところにより行う金銭の給付に関するものであるとき。
 - (3) 他の法令等の制定又は改廃に伴い必要とされる規定の整備その他の市民の提言制度を実施することを要しない軽微な変更を行うものであるとき。
 - (4) 法令その他の規定により、縦覧、意見書の提出その他市民の提言制度と同様の手続を行って定めるものであるとき。
 - (5) 附属機関等が市民の提言制度に準じた手続を経て定めた報告、答申等に基づき定めるものであるとき。
 - (6) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定による直接請求により議会に付議して定めるものであるとき。
- 2 施策原案が前項第1号に該当する場合は、その理由を公表するものとする。この場合において は、次条第4項の規定を準用する。

(事前の公表事項)

- **第19条** 条例第15条第2項の規定に基づくあらかじめ公表する事項は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 施策の名称及び内容

- (2) 施策の処理方針に関する市の原案及びこれに関する資料
- (3) 意見の提出先、提示方法及び提示期間
- (4) 意見を提示することができるものの範囲
- (5) 提示された意見の扱い方
- (6) 検討結果の公表予定時期
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 前項第2号に規定する資料は、施策原案の趣旨、目的、概要その他の当該施策原案を理解する ために必要な情報とする。
- 3 第1項第6号の検討結果の公表予定時期に公表できない場合は、その理由及び新たな検討結果 の公表予定時期を公表しなければならない。
- 4 第1項及び前項の規定による公表は、市長が指定する場所での閲覧又は配布、インターネット を利用した閲覧等の方法により行うものとする。

(意見の提示方法等)

- **第20条** 市長が市民の提言を募集するときは、直接持参、郵便、ファクシミリ等できる限り提言する市民の利便を考慮した方法によるものとする。
- 2 意見を提出しようとする市民は原則として住所、氏名等を、法人その他の団体にあっては所在 地、団体名、代表者の氏名等を明らかにしなければならない。
- 3 第1項の募集に係る市民の意見の提示期間は、条例第15条第4項に定める期間とし、意見の提示を求める施策等の内容に応じて適切に定めるものとする。ただし、緊急の必要がある場合、その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(検討結果の公表)

- 第21条 市長は、提出された意見の検討を終えたときは、速やかに次の事項を公表するものとする。
 - (1) 提出された意見の全文(提出された意見がなかった場合にあっては、その旨)
 - (2) 提出された意見の検討結果及びその理由
- 2 前項の規定にかかわらず、必要に応じ、同項第1号の提出された意見の全文に代えて、当該提出された意見を整理し、又は要約したものを公表することができる。この場合において、当該公表の後遅滞なく、当該提出された意見の全文を事務室への備付けその他の適当な方法により公表しなければならない。
- 3 前2項の規定により提出された意見の全文を公表することにより第三者の利益を害するおそれ があるとき、情報公開条例第5条各号に規定する内容に該当するとき、その他正当な理由がある

ときは、当該提出された意見の全部又は一部を公表しないことができる。

4 第19条第4項の規定は、第1項の規定による公表の方法について準用する。

(市民及び市民団体選出委員の資格)

第22条 条例第28条第1項第1号に規定する市民及び同項第2号に規定する市民団体代表の委員となることができる者の資格は、条例第12条第1項の規定を準用するものとする。

(市職員選出委員)

- 第23条 条例第28条第1項第4号の市に勤務する職員は、次に掲げる職にある者とする。
 - (1) 企画財政部長
 - (2) 総務部長

(市民参加推進会議の運営)

- 第24条 市民参加推進会議(以下「推進会議」という。)は、委員長が招集する。
- 2 推進会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 推進会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見もしくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 5 推進会議の庶務は、企画財政部企画政策課において処理する。

(委任)

第25条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に設置されている附属機関等の会議録の扱いについては、第7条の規 定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行後に設置される附属機関等の会議録は、情報公開コーナーに据え置くものとする。
 - **付 則** (平成17年2月18日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の小金井市市民参加条例施行規則の規定は、平成17年1月27日から適用する。

付 則 (平成19年3月30日規則第29号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則 (平成19年9月20日規則第36号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第14条の規定は、この規則の施行の日以後の答申等から適用する。
- 3 改正後の第17条から第21条までの規定は、この規則の施行の日以後に実施する市民の提言制度から適用する。

付 則 (平成21年9月30日規則第34号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の小金井市市民参加条例施行規則の規定は、平成21年9月1日から適用する。

様式(第6条関係)

第50回市民参加推進会議

平成29年度市民参加条例対象附属機関等設置状況(平成29年4月1日現在)

- ※ 数字は半角でご記入ください。
- ※1 前年度より継続している附属機関等は、すべて記入してください。29年度新設や、既存だが4月1日現在委員不在の場合は(平成29年度新設・4月1日委嘱済)か、(平成29年度新設予定、新設済及び既存の審議会で4月1日時点で委員不在のもの)に、 記載できる部分のみ記入してください。
- ※2「定数」欄は、委員の定数と公募委員の定数を記入してください。要綱、法令等で定数が定められていない場合は、4月1日現在の委員数を記入してください。
- ※3「年代別委員数」欄は、現委員を年代別、男女別に報告してください。
- ※4「現委員数」欄は入力不要です。(合計が自動表示されます。)
- ※5「任期」欄には「○年」、または「答申まで」、「事業終了まで」等と記載してください。
- ※6 現在の委員の該当する期の欄に人数を記入してください。4期以上はまとめて4期~の欄に記入してください。(例:2期目の委員が3名いる場合→2期の欄に「3」を記入)
- ※7 現在の委員の公募状況(水色の項目)には、前年度に公募を行っていない場合もご記入ください。(昨年度と変更しましたのでご注意ください。)
- ※8「合格者」欄は、応募者のうち、委員となった人数を記載してください。
- ※9「選考方法」欄は、市民参加条例施行規則第11条第1項の①論文、作文等による選考②面接選考③書類選考④抽選の①②③④のどれかを記載してください。
- ※10欠員がある場合は備考欄に「○名欠員」と記入してください。

※10欠員がある場合は備考欄	欄に「○名欠員	」と記入してください。	N. C.											※4		※ 5					<u>></u>	8		<u> </u>				
<u>*</u>	<u>{1</u>		<u>**</u>		<u> </u>	«3												<u>*</u>6									<u> </u>	
NO 附属機関等の名称	担当課	根拠条例等		主数 年代別 うち 10代 公募 男 女	30代男	t 40 女 男	0代 女	50代	女	60代	7 x 男	70代 80/	代 90代 不 女 男 女 男	現委員 現委員 対	生合	任期 (例 2年)	· · · · · · · ·	期 数 2期3期4期~	募集	現在 応募 総数 男	生の委員 学者数 男性 女	の公募 合 性 男性	 	前年度に 」選考力 法	公募を行っていなくても記	入してください。)	次期改選 (例: 平成○年○ 月) 日にちは入力不要	備考
1 男女平等推進審議会	企画政策課	男女平等基本条例	10		1		2	1	1	6	2	2		2 8						10				1		平成27年10月15日~ 11月5日	平成30年1月	学識2人は平成 年4月より新委 に委嘱予定
																			3	4	3 1	. 2	1	1		平成27年5月1日~ 6月1日		
	A I fete de																		3	5	3 2	2 1	2	1	平成27年12月22日	平成27年6月1日~ 7月1日		
2 市民参加推進会議	企画政策課	市民参加条例	12	8	3			4		2		1		9 3		12 2年	= 10		2	4	2 2	2 1				平成27年8月14日~ 8月31日	_ 平成29年12月	
																			1	2	2	1		1	- 平成28年5月27日	平成28年3月15日~ 4月14日	_	
3 行財政改革市民会議	企画政策課	行財政改革市民会議設置要綱	10	3		1		2	1	3	1	1 1		8 2	1	10 2年	€ 8	2	3	6	6	3		1	平成27年9月24日	平成27年6月1日~7 月1日	平成29年9月	
4 指定管理者選定委員会	企画政策課	公の施設の指定管理者の選定手続等に関 する条例	5	0			1	1		3				4 1	Ę	5 2年	€ 1	1 3									平成30年2月	
まち・ひと・しごと創生総合	企画政策課	まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委	9	3	1	$\begin{array}{c c} & & \\ 1 & 2 \end{array}$		1		2	1			8 1		9 2 生	E 9		1	2	2	1		1	│ 一平成28年8月4日	平成28年6月15日~ 7月12日	- 平成30年4月	
) 戦略推進委員会		員会設置要綱																	2	5	4 1	. 1	1	4		平成28年6月20日~ 7月12日	1 /2/200 171	
6 情報公開・個人情報保護審査 会	総務課	情報公開·個人情報保護審查会条例	5	0		1				1	1	1		3 2	Ę	5 2年	=	5									平成29年10月	
7 情報公開・個人情報保護審議 会	総務課	情報公開·個人情報保護審議会条例	13	4	1		1	1	2	1	5	5		8 3	1	11 2年	= 4	3 1 3	4	3	2 1	. 2	1	1	平成27年10月1日	平成27年7月15日~8 月5日及び、8月10日 ~9月15日		1名欠員
8 行政不服審査会	総務課	行政不服審査法、行政不服審査法の施行 に関する条例	3	0	1	1 1								2 1	ç	3 3年	₹ 3										平成31年4月	
9 安全・安心まちづくり協議会	地域安全課	安全・安心まちづくり条例	20	7	1	1 1	2	3		8	2	2 1		15 5	2	20 2年	= 5	11 3 1	7	14	11 3	$3 \mid 4$	3	1	平成28年1月21日	平成27年11月1日~ 11月30日	平成30年1月	
10 国民保護協議会	地域安全課	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律	23	0	1	2	1	12	2	2	2	2 1		19 4	2	23 2年	= 12	8 3									平成30年6月	
1 防災会議	地域安全課	防災会議条例	35	2		5	1	10	3	6	2	2 3		23 8	3	31 2年	= 1	8 11 1	2	5	5	2		1	平成29年4月1日	平成29年2月1日~2 月28日	平成31年4月	
2 消防団運営審議会	地域安全課	消防団運営審議会条例	11	0				6		4	L			10 1	1	11 2年	= 9	2									平成29年6月	
13 公務災害補償等審査会	職員課	議会の議員その他非常勤の職員の公務災 害補償等に関する条例及び施行規則	3	0					1		1	1		2 1	9	3 3年	Ξ	1 2										
4 はけの森美術館運営協議会	コミュニティ文化	課 はけの森美術館条例	6	2		1		4		-	L			4 2	(6 2年	≡ 3	2 1	2	4	$2 \mid 2$	2	2	1	平成28年4月1日	平成27年12月15日~ 平成28年1月15日	平成30年4月	
.5 はけの森美術館収集評価委員 会	コミュニティ文化記	課はけの森美術館条例 ではないない。 これでは、 これ	5	0				3		1	1			5 0	Ę	5 2年	₹ 3	1 1							平成29年2月8日		平成31年2月	公募なし非公
16 小金井市民交流センター運営 協議会	コミュニティ文化	小金井市民交流センター運営協議会設置 要綱	9	3		1		1	2	3	2	2		7 2	(9 2年	= 1	1 7	3	7	5 2	2 2	1	1	平成28年10月18日	十成28年9月10日	平成32年10月	
7 市民協働推進委員会	コミュニティ文化記	市民協働推進員会設置要綱	6	2		1	1	2	1		1			4 2	(6 2年	E 6		2	7	6 1	. 1	1	1)	平成28年3月30日	平成28年1月15日~2 月15日	平成30年3月	
8 小口事業資金融資審議委員会	経済課	小口事業資金融資あっせん条例	6	0	3	1	1	1						5 1	(6 2年	= 2	1 1 2									平成31年4月	
19 消費生活審議会	経済課	消費生活条例	7	2		1	1	1		1 2	2 1			4 3		7 2年	₹ 3	3 1	2	4	3 1	. 1	1	1	平成28年10月29日	平成28年9月16日~ 平成28年10月7日	平成30年10月	

第50回巾氏参加推進会議										_										平成30	0年1月30日
NO 附属機関等の名称	担当課	根拠条例等	定数 委員 うち	年代別委員数 10代 20代 30代 40代	50个	大 60代 70代 女 男 女 男 女 !	80代 90代 不明 引 女 男 女 男	見男	現委員数 性 女性 合計	任期 (例:	任 其	数	募集	現在の 応募者 総数 男性	委員の公数	募状況(F 合格者	前年度に公選考方	- 募を行っていなくても記入 委嘱年月日	公募期間(例:平成○年○	次期改選 (例: 平成○年○ 月) 日にちは入力不要	備考
20 国民健康保険運営協議会	保険年金課	国民健康保険条例	17 5	男 女 男 女 男 女 男 女 男 女 月 1 1	5	3 4 1 1	3 女 男 女 男 :		0 6 16			3 期 4期~ 5 3		総数男性	女性 男	性女性	(1)		月〇日~〇月〇日) 平成29年1月1日~平 成30年12月31日	平成31年1月	公募委員1名欠 公募委員5人の ち委員を継続す 者4名を除く、 名を公募
21 環境審議会	環境政策課	環境基本条例	10 4	2	3	1 1 1 2		8	3 2 10	2年	4 4	2	4	7 7	4	:	1)	平成28年10月19日	平成28年7月1日~平 成29年1月16日	平成30年4月	
22 地下水保全会議	環境政策課	地下水及び湧水を保全する条例	5 0	1	1	3		5	5 0 5	2年	1	4								平成30年4月	
3 緑地保全対策審議会	環境政策課	緑地保全及び緑化推進条例	10 4		1	1 3 1 3 1		7	7 3 10	2年	3 7		4	7 3	4 1	. 3	1	平成29年3月14日	平成28年9月15日~ 10月13日	平成31年3月	
4 廃棄物減量等推進審議会	ごみ対策課	廃棄物の処理及び再利用の促進に関する 条例	15 5	1 1 1		2 6 1 3		1	1 4 15	2年	8 1	4 2	5	11 11	5	5	1	平成28年7月1日	平成28年4月27日~5 月16日	平成30年7月	
5 清掃関連施設整備基計画検討 会議	ごみ対策課	清掃関連施設整備基本計画検討会議設置 要綱	9 3	3	1	1 3		8	8 0 8	29年度末			3	5 5	3	3	1	平成28年12月5日	平成28年7月1日~7 月15日		
6 民生委員推せん会	地域福祉課	民生委員法	7 0					2	$2 \mid 5 \mid 7$	3年	2 2	3								平成31年9月	
7 福祉サービス苦情調整委員	地域福祉課	福祉サービス苦情調整委員設置条例	2 0	1 1				1	1 2	3年	2									平成30年6月、 平成31年4月	
水金井市保健福祉総合計画策 定委員会	地域福祉課	小金井市保健福祉総合計画策定委員会設 置要綱	12 4	1	1	3 6 1		8	3 4 12	事業了で			4	8 5	3 2	2 2	1	平成28年11月11日	平成28年8月15日~ 平成28年9月16日		
9 障害支援区分判定審査会	自立生活支援調	障害支援区分判定審査会条例	27 0	1 2 3 2 2	4	2 4 2		1	2 10 22	2年	11	1 10								平成31年3月	
回 福祉有償運送運営協議会	自立生活支援調	福祉有償運送運営協議会設置要綱	8 0	2 1		2 1 1		۷	4 3 7	2年	3 1	3								平成29年11月	
児童発達支援センター運営協 議会	自立生活支援調	児童発達支援センター条例	12 3		1	1 1	2	3 6	6 12	2年	8 4		3	6 1	5 1	. 2	4	平成28年4月1日	平成28年2月15日~ 平成28年2月29日	平成30年3月	
2 地域自立支援協議会	自立生活支援調	地域自立支援協議会設置要綱	21 1	3 3	3	2 3 1 1	1	2 1	1 8 19	2年	11 4	4	1	1 1	1		1	平成28年4月1日	平成28年3月1日~平 成28年3月15日	平成30年3月	
														4 4	3	3	1	平成27年10月1日	平成27年7月1日~平 成27年7月25日		
介護保険運営協議会	介護福祉課	介護保険法、介護福祉条例	20 8		1		1	1	$4 \mid 6 \mid 20$	3年	16 4		8	4	4	3	1	平成27年10月1日	平成27年9月1日~平 成27年9月25日	平成30年10月	
														3 2	1 2	2	1	平成28年10月27日 平成28年10月31日	平成28年9月1日~平 成28年9月29日		
1 介護認定審査会	介護福祉課	介護保険法、介護福祉条例	40 0		13	2 6 4 3		2	5 12 37	2年	3 5	5 24								平成30年4月	
小金井市在宅医療・介護連携 推進会議	介護福祉課	小金井市在宅医療·介護連携推進会議実 施要綱	8 0		1	2 1		3	3 5 8	2年	$\begin{array}{ c c c c }\hline 4 & 4 \\ \hline \end{array}$									平成31年4月	
6 市民健康づくり審議会	健康課	市民健康づくり審議会条例	15 4		3	1 2 3 3 1		8	6 14	2年	2 9	1 2	5	4 1	3 1	. 3	1	平成28年2月1日	平成27年11月15日~ 12月4日	平成30年1月	市議会議員 選出枠がク 員(1名)
7 食育推進会議	健康課	食育基本法、食育推進基本条例	16 5	1 3 2	1	5 2 1		Ę	5 10 15	2年	4 9	2	5	7 1	6	5	1	平成26年2月1日	平成25年11月1日~ 11月29日	平成30年1月	1名欠員(成29年3月3 日付け辞 任)のた め、募集予
8 予防接種健康被害調査委員会	健康課	予防接種健康被害調査委員会設置要綱	7 0		3	1	1	1 4	1 2 6	2年	2 2	1 1								平成31年4月	審議内容上、公募なし
) 子ども・子育て会議	子育て支援課	子ども・子育て会議条例	15 5	1 4 2	2	2 2 1		7	7 7 14	2年	6 9		5	18 7	11 3	3 2	1	平成27年7月28日	平成27年6月26日~7 月15日	平成29年7月	1名欠員
) 青少年問題協議会	児童青少年課	青少年問題協議会条例	25 0	1 1 3 1	9	2 3 2 1 1		1	8 7 25	2年	18 4	3								平成29年7月	
1 児童館運営審議会	児童青少年課	児童館条例	10 3	1 2	3	2 1 1		4	4 6 10	2年	6 2	2	3	7	7	3	1	平成27年7月1日	平成27年4月1日~4 月22日	平成29年7月	
2 都市計画審議会	都市計画課	都市計画法、小金井市都市計画審議会条例	19 0	1 2 1 1	8	5		1	5 3 18	2年	10 6	2								平成30年10月	
まちづくり委員会	まちづくり推進調	まちづくり条例	10 3	1 1 1	3	1 1 2		7	7 3 10	2年	1 3	6	3	6 4	2 1	. 2	1)	平成25年3月26日 平成27年3月26日 平成29年3月26日	平成25年1月15日~ 平成25年1月29日	平成31年3月	
4 交通安全推進協議会	交通対策課	交通安全推進協議会設置条例	20 0	1 3	9	2 2 2	1	1	7 3 20	2年	7 7	4 2								平成30年5月	※29.4.1d 選中
5 地域公共交通会議	交通対策課	地域公共交通会議設置要綱	19 5	1 6	2	2 2 1	5	1	8 1 19	2年	4 6	2 2	5	6 5	1 4	1	1	平成29年4月1日	平成29年2月1日~2 月17日	平成31年4月	
6 都市計画事業東小金井駅北口 土地区画整理審議会	区画整理課	東小金井駅北口土地区画整理事業施行規 程を定める条例	10 8		3	3 4		1	0 0 10	5年	2 1	7	8	8 8	8	3		平成27年9月20日	平成27年8月11日~ 8月20日	平成32年9月	選考方法は地 者選挙による
7 都市計画事業東小金井駅北口土地区画整理事業評価員	区画整理課	東小金井駅北口土地区画整理事業施行規程を定める条例	3 0		1	2		-	3 0 3	事業終了	2										1

第50回市民参加推進会議

資料5 平成30年1月30日

																							<u> 十川入りU-</u>	<u>平1月30日</u>
			定数	年代別								現委員	数	任期	L 钳 米ケ		現在	の委員の	公募状态	兄(前年度に	公募を行っていなくても記力		V/. Hn =/ N==	
NO 附属機関等の名称	担当課	根 拠 条 例 等	委員 う公	て 年代別 うち 10代 公募 男 女	20代 30代 男 女 男 女	40代 男 女	50代 男 女	60代	70代女男女	80代 男 女	90代 不見男 女 男	現委員 男性 女	合計	· (例: 1 2年) 1 其	E 期 数	募集 ~ 人数	応募ネ 総数 男性	皆数 生 女性	合格 男性 女	者選考方女性法	委嘱年月日	公募期間(例:平成○年○ 月○日~○月○日)	次期改選 (例: 平成○年○ 月) 日にちは入力不要	備考
48 奨学資金運営委員会	庶務課	奨学資金支給条例	8	3	1		2 1	. 1	2	1		7 1	8	2年 5			6 6		3	1	平成27年6月29日	平成27年3月2日~3 月27日	平成29年7月	
49 社会教育委員の会議	生涯学習課	社会教育委員の設置に関する条例	10 :	3	1	1	1 1	. 3	2	1		5 5	10	2年 5	4 1	3	5 4	1	2	1 12	平成27年9月9日	平成27年6月1日~6 月22日	平成29年9月	
50 文化財保護審議会	生涯学習課	文化財保護条例	7	0			1	2	2 1			5 1	6	2年 1	2 3								平成30年5月	1人欠員
51 市史編さん委員会	生涯学習課	市史編さん委員会条例	8	0		1	1 1	4		1		7 1	8	3年	4 2 2								平成31年8月	
52 小金井市スポーツ推進計画策 定委員会	生涯学習課	小金井市スポーツ推進計画策定委員会設 置要綱	10	3	1	1	1 1	. 1	2 3			6 4	10	6ヶ月 10		3	7 4	3	1	2 13		平成28年7月15日~ 28日(平成28年10月 15日~21日)		
53 図書館協議会	図書館	図書館協議会条例	10	3		1	1	3	1 4			5 5	10	2年 5	5	3	9 5	4	1	2 2	平成27年11月1日	平成27年6月1日~22 日	平成29年11月	
54 公民館運営審議会	公民館	公民館条例	10	3		1	2		3 3			5 4	9	2年 6	2 1	3	6 4	2	2	1 12	平成27年9月9日	平成27年6月1日~22 日	平成29年9月	1名欠員
55 公民館企画実行委員の会議	公民館	公民館条例	30 3	30	2	2	2	2 12	2 5 2	2		19 10	29	2年 17	3 9	30	30 20	10	20	10 4	平成28年7月21日	平成28年5月15日~6 月17日(追加)8月1 日~10日		1名欠員
56 小金井市下水道使用料審議会	下水道課	下水道使用料審議会条例	7 :	3		2	4	1				3 4	7	2年 7		3	3	3		3 1	平成28年11月22日	平成28年9月1日~平 成28年9月30日		
			690 1	159 0 0	1 3 25 21	68 41	144 58	8 125	46 74 31	9 2	0 0 9	6 455 208	663											

3

資料5 平成30年1月30日

		$\mp \mu \chi 00 \mp 1$./100 H
NO 附属機関等の名称 担当課 根 拠 条 例 等	定数 年代別委員数	現委員数 任期 任期 数 現在の委員の公募状況(前年度に公募を行っていなくても記入してください。)	備考
(平成29年度新設・4月1日委嘱済)			
1 小金井市認知症施策事業推進 介護福祉課 小金井市認知症施策事業推進委員会設置 要綱	9 1 3 2 1 1 1	4 5 9 2年 9 平成31年4月	
(平成29年度新設予定、新設済及び既存の審議会で4月1日時点で委員不在のもの)		0 0 0	
1 子ども家庭支援センター運営 協議会 子育て支援課 子ども家庭支援センター運営協議会設置 要綱	10 2	0 0 0 平成29年5月	
2 (仮称)小金井市新福祉会館建設基本計画 地域福祉課 (仮称)小金井市新福祉会館建設基本計画市民検討委員 会設置要綱			
(休会中)		0 0 0	
1 名誉市民選考委員会 広報秘書課 名誉市民条例・名誉市民条例規則			
2 特別職報酬等審議会 職員課 特別職報酬等審議会条例	10 3		
3 青少年の育成環境審議会 児童青少年課 青少年の健全な育成環境を守る条例			

4

公募委員状況一覧(平成28年度)

			:参加条 募集		行規則 、募者	• • • •		第2項(各者		選考②面接選考③書類選考④ 	抽選の別 選考
	附属機関等の名称	担当課		総数					委嘱年月日	公募期間	方法
			3	4	3	1	2	1		平成27年5月1日~ 6月1日	1)
1	市民参加推進会議	企画政策課	3	5	3	2	1	2	平成27年12月22日	平成27年6月1日~ 7月1日	1
			2	4	2	2	1	1		平成27年8月14日~ 8月31日	4
			1	2	2		1		平成28年5月27日	平成28年3月15日~ 4月14日	1)
2	まち・ひと・しごと創生総合戦	企画政策課	1	2	2		1		平成28年8月4日	平成28年6月15日~ 7月12日	1
	略推進委員会		2	5	4	1	1	1		平成28年6月20日~ 7月12日	4
3	はけの森美術館運営協議会	コミュニティ文化課	2	4	2	2		2	平成28年4月1日	平成27年12月15日~ 平成28年1月15日	1
4	小金井市民交流センター運営協 議会	コミュニティ文化課	3	7	5	2	2	1	平成28年10月18日	平成28年8月15日~平 成28年9月16日	1
5	消費生活審議会	経済課	2	4	3	1	1	1	平成28年10月29日	平成28年9月16日~平 成28年10月7日	1
6	環境審議会	環境政策課	4	7	7		4		平成28年10月19日	平成28年7月1日~平 成29年1月16日	1
7	緑地保全対策審議会	環境政策課	4	7	3	4	1	3	平成29年3月14日	平成28年9月15日~10 月13日	1
8	廃棄物減量等推進審議会	ごみ対策課	5	11	11		5		平成28年7月1日	平成28年4月27日~5 月16日	1
9	清掃関連施設整備基計画検討会 議	ごみ対策課	3	5	5		3		平成28年12月5日	平成28年7月1日~7月 15日	1
10	小金井市保健福祉総合計画策定 委員会	地域福祉課	1			8		4	平成28年11月11日	平成28年8月15日~平 成28年9月16日	1
11	児童発達支援センター運営協議 会	自立生活支援課	3	6	1	5	1	2	平成28年4月1日	平成28年2月15日~平 成28年2月29日	4
12	地域自立支援協議会	自立生活支援課	1	1	1		1		平成28年4月1日	平成28年3月1日~平 成28年3月15日	1
				4	4		3		平成27年10月1日	平成27年7月1日~平 成27年7月25日	1
13	介護保険運営協議会	介護福祉課	8	4		4		3	平成27年10月1日	平成27年9月1日~平 成27年9月25日	1)
				3	2	1	2		平成28年10月27日 平成28年10月31日	平成28年9月1日~平 成28年9月29日	1
14	まちづくり委員会	まちづくり推進課	3	6	4	2	1	2	平成25年3月26日 平成27年3月26日 平成29年3月26日	平成25年1月15日~平 成25年1月29日	
15	小金井市スポーツ推進計画策定 委員会	生涯学習課	3	7	4	3	1	2	平成28年10月20日 (追加1名分は11 月17日)	平成28年7月15日~28 日(平成28年10月15 日~21日)	13
16	公民館企画実行委員の会議	公民館	30	30	20	10	20	10	平成28年7月21日	平成28年5月15日~6 月17日(追加)8月1 日~10日	4
17	小金井市下水道使用料審議会	下水道課	3	3		3		3	平成28年11月22日	平成28年9月1日~平 成28年9月30日	1)

パブリックコメント実施状況調査(平成28年度)

施策の名称	担当課	公募期間	意見提示できる者	意見 人数	上提示 件数	検討結果公表日	検討結果	実施主体(市又は 附属機関等)
公共施設等総合管理計画	企画政策課	平成28年11月1日~平成28年11月30日	市内在住・在勤・在学の者、市 内に事務所や事業所を有する法 人又はその他の団体	15	45	平成29年1月30日	一部修正	市
小金井市行財政改革プラン2 020(案)	企画政策課	平成29年2月22日~平成29年3月21日	市内に住住・住動・住子りる 方、市内に事務所もしくは事業 所を有する法人又はその他の団 休	13	40	平成29年5月1日	一部修正	市
(仮称)小金井市第5次男女 共同参画行動計画(素案)	企画政策課	平成28年12月5日~平成29年1月4日	市内に任任・任勤・任子する万 又は市内に事務所もしくは事業 所を有する法人もしくはその他 の団体	0	0	平成29年2月9日	修正等なし	附属機関等
個人番号の利用並びに特定個 人情報の利用及び提供に関す る条例の一部改正(案)	情報システム課	平成28年6月1日~平成28年6月30日	市内在住・在勤・在学の方、市 内に事務所や事業所を有する法 人またはその他の団体	0	0	平成28年7月27日	修正等なし	市
個人番号の利用並びに特定個人 情報の利用及び提供に関する条 例の一部を改正する条例(案)	情報システム課	平成28年12月19日~平成29年1月20日	市内在住・在勤・在学の方、市 内に事務所や事業所を有する法 人またはその他の団体	1	4	平成29年2月10日	修正等なし	市
第3次食育推進計画(案)	健康課	平成29年1月23日~平成29年2月21日	市内在住・在勤・在学の者、市 内に事務所や事業所を有する法 人又はその他の団体	2	4	平成29年3月15日	修正なし	附属機関等
小金井市交通安全計画(案) (平成28年度~平成32年 度)	交通対策課	平成29年1月4日~平成29年2月3日	市内に在住・在勤・在学する方 又は市内に事務所もしくは事業 所を有する法人もしくは団体	2	2	平成29年3月15日	修正等なし	市
スポーツ推進計画(案)	生涯学習課	平成28年12月26日~平成29年1月25日	市内在住・在勤・在学の者、市 内に事務所や事業所を有する法 人又はその他の団体	3	12	平成29年3月22日	一部修正	附属機関等
小金井市農業委員会委員定数 条例	農業委員会事務局	平成28年11月1日~平成28年11月30日	市内在住・在勤・在学の者、市 内に事務所や事業所を有する法 人又はその他の団体	0	0	平成29年1月15日	修正等なし	市

[※]平成28年度に実施したものを記載してください。

第6期小金井市市民参加推進会議提言

「市民参加をより一層推進するための取組について」

1 はじめに

第6期小金井市市民参加推進会議(以下「第6期推進会議」という。)では、平成27年12月から平成29年5月までに7回の会合をもった。この間の議論を通じ、小金井市政(以下「市政」という。)における市民参加をより一層推進するため、以下のとおりワークショップ(参加型の学習と議論の場)の実施及びフィードバック(議論の成果の反映)を提案することとした。

小金井市(以下「市」という。)においては、本提案を基礎としてワークショップの実施に向けた検討を進め、早期に実現可能な方策を企画立案されたい。

2 これまでの経緯

市では、これまで附属機関等への市民参加を促進するため、公募による市民参加の手法を整備するとともに、無作為抽出の活用など、市民が市政へ参加する機会を拡充してきた。

しかし、附属機関等への参加は、現状においては高齢者層が中心であり、参加する市民の年齢 層や性別に偏りが見られる。

そこで、第5期小金井市市民参加推進会議では、「若者の市民参加」に焦点を当て、その具体的な手法としてワークショップや若者討議会の実施、市の会議体への若者分科会の設置が提言された。第6期推進会議ではその議論を踏まえ、以下の提言を行う。

3 提言

第6期推進会議では、若者の参加拡大を念頭に置きつつも、より広範な市民参加を促すべく、 地域課題等を議論するワークショップの実施とフィードバックを提言する。これにより、今後の 市政における市民参加の多様な手法の確立を図る一助にするとともに、ワークショップへの参加 が今後の市民参加の一層の推進につながることを期待するものである。

ワークショップは、年齢層や性別、職業等にかかわらず多くの市民が参加でき、対等な立場で 議論が可能となる市民参加の一手法である。また、いわゆる討論会とは異なり、多様な人々が自 由に参加し、共通のテーマについて多角的に議論をすることを通じて、互いに学び合い、アイデ アを創発する仕組みでもある。

このため、一つの解決策への合意を取り付けるよりも、多様な意見を出し合い、そのメリット やデメリットを互いに理解するような議論の場となることが大切である。

したがって、市民参加のみならず、小金井市職員(以下「市職員」という。)や各種団体等からの積極的な参加も重要となる。このため、第6期推進会議におけるこれまでの議論を踏まえ、ワークショップを開催する場合、市は以下の事項に配慮すべきである。

(1) ワークショップの運営について

- ア ワークショップの運営に当たっては、その全体の規模と同時に話し合う人数も重要な要素であり、議論が盛り上がる人数とし、ファシリテーターを配置すべきである。このため、1 グループは5~7人程度にし、会場の大きさにも配慮することが望ましい。また、参加人数が多いことのみをもって成功したとは考えず、議論の質にも目を向けるべきである。
- イ ワークショップのテーマ設定には、市政における具体的な計画や事業、又は地域課題等を 議論するなど多様な内容が想定される。テーマ設定に当たっては、わかりやすく具体的なテ ーマを設定する必要がある。抽象的あるいは専門的すぎるテーマでは、多様な市民参加を促 すことができず、意見の集約が適切に行えないことに留意すべきである。
- ウ ワークショップの議論に際しては、可能であれば関連するデータ・資料を事前に用意し、 必要に応じてミニ講義を交えるなど、最低限の共通理解を得た上で議論を進める必要がある。 これらの点を考慮した上で時間設定を行うことが望ましい。
- エ 会議室での議論だけでなく、まち歩きなどの体験型の要素をワークショップに取り入れることで、より広い層の参加を促すことが望ましい。
- オ 魅力的なワークショップを開催するには、これまで関心を持たなかった市民参加を促すための手法として、参加者に一定の特典などのインセンティブを与える工夫も考えられる。この点については、参加を促す市民層や経費等も視野に入れながら有益な方法を検討すべきである。

(2) ワークショップに係る広報について

- ア ワークショップに係る広報については、市報やホームページ、市民団体を通じて、広く市 民参加を呼びかける。同時に、設定したテーマを踏まえ、関心が高いと思われる年齢層や地 域・団体へ重点的に参加を呼びかけ、市民間の口コミを誘発する等の手法もある。広報媒体 としてはポスターやチラシ、郵便、ホームページ、SNS等をテーマごとに使い分けながら 活用することが肝要である。
- イ 広報戦略においては、市内や近隣の学校、関連がある大学のゼミ等に呼びかけるなど、具体的な関心を持つ若者に届きやすい広報を積極的に行うことが望ましい。
- ウ 市民への呼びかけに当たっては、参加のしやすさや興味があまりない人にもアピールできるよう、わかりやすさや楽しさに配慮し、多様な市民と交流できる機会などもアピールするとよい。
- エ ワークショップの資料は、関連するものも含めて可能な限り事前に公開し、開催後も一定 期間は入手可能な状態とする。
- (3) フィードバック (議論の成果の反映) について
 - ア ワークショップでは参加者に対し、議論の結果がどのように扱われるのかを明確に説明する必要がある。
 - イ 議論の成果は参加者内で共有を図るとともに、発言者等を匿名化した上で、市のホームページや報告書等で広く共有し、可能な限り市の計画等に反映させることが望ましい。ただし、

第50回市民参加推進会議

平成30年1月30日

ここで言う「議論の成果の反映」とは、必ずしもそのまま採用することを意味せず、その議 論の成果についての市からの応答や説明などの方法もフィードバックの一形態と言えよう。

(4) その他

ア 多様な市民の参加を促すことができるよう、開催日時や場所・開催回数等に配慮すること。

- イ 開催に当たり、ワークショップの終了時間は厳密に守るべきであるが、ワークショップ終 了後も会場を確保し、終了後に市職員等との交流を積極的に行えるよう配慮することが望ま しい。
- ウ ワークショップの評価は参加者数等の量的な側面だけでなく、議論の内容や満足度、参加 者や市職員等への学習効果などの質的な部分、更には今後の市政への参加拡大につながって いくかなど、市民参加のきっかけとなっているか否か、多面的に評価する必要がある。

4 おわりに

第6期推進会議では、定例会議とは別に、平成28年6月18日(土)に市の主催で開かれた「公共施設等に関する市民意見交換会」に各委員がオブザーバーとして傍聴し、ワークショップ形式による意見交換の場を経験した。今回の提言は、この時のワークショップへの評価が基礎になっている。計画づくりに関して「情報なければ参加なし」と言われるが、市が用意した公共施設に関するデータ・情報・地図をわかりやすい形で示したため、参加した市民は具体的なイメージをもって議論できたように思われる。今回の提言で第6期推進会議の委員がイメージしている市民参加のあり方を理解するためにも、今後は小規模でもよいので多様なワークショップを企画し、市職員も積極的に参加するとともに、将来的にはファシリテーターの役割を市職員が担えるようになることを期待したい。

平成29年8月4日

小金井市長 西 岡 真一郎

市民参加条例第27条第1項の規定に基づく提言に対する市長の意見について

平成29年6月29日付けで市民参加推進会議(以下「推進会議」という。)から提 言のあった「市民参加をより一層推進するための取組について」に対し、市民参加条 例第27条第2項の規定に基づき、下記のとおり市長の意見を公表します。

記

1 ワークショップの運営について

市といたしましては、市民参加を拡大するための一手法として、ワークショップ の開催は有効であり、今後、テーマに応じた活用を図ってまいりたいと考えており ます。

なお、実施に際しては、1グループの人数を5~7名程度とし、会場の大きさにも配慮することとし、テーマ設定に当たっては、分かりやすく具体的なテーマを設定するように努めてまいります。また、関連するデータ・資料を用意し、必要に応じてレクチャーを行うとともに、可能であれば「まち歩き」など体験型要素を取り入れることといたしますが、参加者に一定の特典(インセンティブ)を与える点については、慎重な検討が必要であると考えます。

2 ワークショップに係る広報について

ワークショップに係る広報については、市報やホームページ等を通じて、広く市 民参加を呼びかけるように努めてまいります。また、設定したテーマを踏まえ、関 心が高いであろう年齢層や地域等へ重点的に参加を呼びかけるように努めてまいり ます。さらに、広報戦略においては、市内や近隣の学校、関連がある大学のゼミ等 に呼びかけるなど、具体的な関心を持つ若者に届きやすい広報を積極的に行うよう に努めてまいります。

3 フィードバック (議論の成果の反映) について

議論の成果については、参加者内で共有化を図ることが行えるよう、発言者等を

匿名化した上で、市のホームページや報告書等での公表に努めるとともに、市から の応答や説明を含め、その成果が広く市の計画等に反映できる方策の検討を進めて まいります。

4 その他について

開催日時や場所等は、多様な市民の参加を促すことができるよう配慮しつつ、ワークショップ終了後に市職員等との交流を積極的に行うことができるように努めてまいります。また、市職員もワークショップに、積極的に参加するとともに、将来的にファシリテーターの役割を担うことができるよう、庁内環境の整備について研究を進めてまいります。

第6期市民参加推進会議 資料集

【例年調査しているもの】

	資料名	内 容	対象	調査時点
1	市民参加条例対象附属機関等設置状況	①附属機関等の名称、②担当課、③根拠規定、④定数、⑤年代別委員数、⑥男女比、⑦ 任期数、⑧公募状況(募集人数、採用人数等)	小金井市	4月1日
2	公募委員状況一覧	①前年度に公募を行った附属機関等の名称、 ②公募期間、③募集人数、④応募人数、⑤採 用人数、⑥男女比等	小金井市	4月1日
e e	パブリックコメント実施状況	①前年度にパブリックコメントを行った施策の名称、②公募期間、③意見提示人数・件数、④検討結果等	小金井市	4月1日

小金井市市民参加条例の手引き

平成16年3月

小金井市

前 文

市政の主役は、市民です。市政をどのように運営するかによって、 小金井市で生活する市民の暮らしは大きく左右されます。

また、市政に市民がどのようにかかわるかによって、市政運営のあり方は大きく変わってきます。したがって、市民の望むところを市政に積極的にいかしていくことは当然です。

しかし、市民の価値観や要求が多様で、その個性化が著しい今日において、市民の意見や要求を的確かつ迅速に市政に反映させるためには、種々の手段が必要です。そして、その手段は、市民に十分理解されるだけでなく、市民が利用しやすいものでなければなりません。

小金井市では、誰にとっても暮らしやすいまちであることを願い、 市民の市政への参加と協働についての手段を制度として具体化し、市 民の望む市政が保障できるよう、ここに小金井市市民参加条例を定め ます。

【趣旨】

より多くの市民に市民参加と協働の概念を理解していただくため、 前文を設けました。

前文では、本条例が今までのまちづくりのあり方を見直すきっかけ となるためのものであることを表現するとともに、市民参加及び市民 と市との協働の目指すものがなにかを明示しました。

【説明】

地方自治の主役は市民です。そのことは、市民が主体となって地方 自治体を運営し、地方自治体は市民に対して、必要な施策や対応を行 うことが義務であることを意味しています。

終戦直後の地方自治改革によって、不十分な面があるにしても、一応は住民自治の体系が制度化され、現在に至っています。しかし、現実には制度の趣旨がいかされず、行政が中心となって公共事業やすづくりを行った結果、市民が主役という認識が薄れてしまい、市民に対し、自らの問題として関心を持つきっかけを得にくい状況をつてしまいました。一方、市民も行政に任せることで、積極的にその評価を行うことはありませんでした。しかし、近年、地域の個性や魅力を創出し、住む人が誇りを持つことができる地域づくりが重要視されるようになってきました。さらに、地方分権の進展が、この動きに拍車をかけることになり、自治体の権限と責任においてより一層特色のあるまちづくりが求められています。

また一方で、人類が初めて経験する急激な少子高齢化、高度情報通信技術の飛躍的な進歩、環境問題の発生、国際化の進展など、時代の

大きな変化に伴う市民ニーズの個性化・多様化に対して行政が従来からの発想で対応するには限界を生じています。

こうした中で、市民は自らがまちづくりの担い手として直接行動し、 参画することの必要性を実感するようになってきています。同時に、 自らの責任の下にボランティアやNPO等の活動を通して、自分自身 の充実感を得ながら、積極的に社会貢献をしたいという意識も芽生え 始めてきています。

小金井市では、第3次基本構想において将来像を「元気です 萌えるみどりの小金井市」とし、豊かな自然に囲まれながら、すべての市民が自立し、いきいきと活気に満ちた生活ができるまち、躍動感あふれるまち、明るく健康で笑顔あふれるまちをめざしています。しかし、この将来像は、市民の一方的な要求や他人任せで実現できるものではありません。一人ひとりの市民自身が地域社会のために何をなし得るかという自立精神、公共精神を問い直すことが出発点となるはずです。また、市としても市民が市政への参加と協働を行うための

その上で、さまざまな市民や団体、企業その他の組織、市や関係機関が相互にそれぞれの存在意義を理解し尊重し合い、対等の立場で連携・協力しお互いの足りない部分を補完しつつ持てる力を発揮する、真のパートナーシップによる「市民参加と協働」 がこれからのまちづくりの基本となると考えています。

手段を具体化する必要があります。

そこで、小金井市では市民参加条例を制定し、市政に市民が望むと ころを積極的にいかすルールづくりを規定するものです。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、小金井市(以下「市」という。)における、市 民の市政への参加及び協働についての必要な事項を定め、もって多 様な市民の意思を市政にいかし、市民本位の市政運営を円滑に進め ることを目的とする。

【趣旨】

本条は、多様な市民の意思を市政にいかし、市民本位の市政運営を 円滑に進めるため、市民の市政への参加及び協働の推進という本条例 制定の目的を明らかにしたもので、解釈の指針となるものです。

【説明】

本条例は、公選制に基づく議会と長による市政のみでは、市政に反映されにくい多様な市民の意思を市政にいかすために、市民参加及び協働についての必要な事項を定めることを目的とすることを明記しています。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各 号に定めるところによる。
 - (1) 市民参加 市の政策立案、実施及びその評価に、広く市民の意見を反映させるとともに、市民と市との協働によるまちづくりを推進することを目的として、市民が市政に参加することをいう。
 - (2) 協働 市民及び市が、それぞれの役割と責任に基づき、対等の 立場で連携協力して市政を充実させ、又は発展させることをいう。
 - (3) 附属機関等 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、法律もしくは条例の定めるところにより設置される附属機関又は市長の定める他の審査、諮問、調査等のために設置する機関をいう。
 - (4) 市民の提言制度 市の施策原案に対する市民の書面等による意 見の表示によって行う市民参加の方法をいう。

【趣旨】

本条は、本条例で用いる基本的な用語の「市民参加」、「協働」、「附属機関等」、「市民の提言制度」の定義を明らかにしています。

【説明】

1 市民参加(第2条第1号)

「市民参加」とは、首長と議会の二元代表民主制を補い、市の計画、条例等の策定過程、政策に基づく施策運営、そして、その見直しに至る行政の執行過程において、広く市民の意思を反映させることで、参加の機会や場をつくり、それを制度的に保障するものです。

2 協働 (第2条第2号)

「協働」とは、市民、市内への通勤者・通学者、市内に事業所・ 事務所等の活動拠点を有する法人、その他の団体又は市内に暮らす 外国籍を有する者と市が、その自主的な行動のもとに、お互いに良 きパートナーとして連携し、それぞれが自らの知恵と責任において まちづくりに取り組むことを示しています。

3 附属機関等(第2条第3号)

地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律もしくは 条例の定めるところにより設置される附属機関又は市長の定めるそ の他の審査、諮問及び調査等のために置かれる機関をいいます。執 行機関が直接住民を対象とした行政の執行権を有するのに対し、附 属機関等は、執行機関の要請により、その行政執行のために必要な 資料の提供等行政執行の前提として必要な調停、審査、審議又は調 査等を行う機関です。

4 市民の提言制度(第2条第4号)

市の施策原案に対し、市民が書面等により意見を表示する市民参加の方法です。

施策の方向性を見極めるために行う市民の意向調査(第14条) とは目的・内容を異にし、市が一定の案について、市民に提言を求める制度です。附属機関等が行う策定段階の原案についても、この制度は適用されます。

(基本理念)

- 第3条 市民及び市は、市民参加及び協働の前提条件として市政に役立つ情報の共有が不可欠であることにかんがみ、互いにこれに努めるものとする。
- 2 市民参加及び協働に当たっては、何人も互いの意見が平等に扱われることを自覚し、積極的には発言しない市民のみならず、市内に居住する未成年者、市内に通勤もしくは通学する者、市内に事務所もしくは事業所等の活動拠点を有する法人その他の団体又は市内に暮らす外国籍を有する者の意向にも配慮するとともに、異なる意見を有する者の意見も尊重し、あらゆる関係者相互の信頼関係を築くことに努めるものとする。

【趣旨】

本条は、市民参加及び協働を推進するに当たっての基本理念を定めたものです。

【説明】

1 第1項では、市民参加と協働を進めるためには、市民と市との情報の共有が必要不可欠であると規定しています。

市民と市との協働を推進していくためには、パートナーとしてお 互いに信頼し合うことが大切です。そのためには、市政に役立つ情 報の共有は欠かせず、お互いの情報の共有に向けての努力が必要で す。

2 第2項は、市民参加と協働にかかわる者の意見は、誰であれみな 平等に扱われなければなりません。そのため、未成年者や市内に住 む外国籍を有する者の意向、市内に事務所等の活動拠点を有する法 人その他の団体の意向、積極的には発言しない市民にも配慮し、異 なる意見に耳を傾け、相互の信頼関係を築くことに努力しなけけれ ばならないと定めています。

市民参加は、市民への情報提供がなされていることを前提条件として、参加の意思のある人は誰でも参加できる機会が実質的に保障されることを意味します。そして、参加する市民の意見は、何人の意見も平等に扱われると同時に、異なる意見を持っている者も尊重し、お互いに信頼関係を築かなければなりません。

(市の責務)

- 第4条 市は、市民に対し、適切な時期に、市の政策立案、その決定、 実施の理由及び内容、その内容を具体化する手段及び市の政策実施 の評価並びに市民参加の方法について、市民に分かりやすい方法で 十分に説明する責務を負う。
- 2 市は、市民の市政に対する要求及び意見を誠実に受け止め、処理 しなければならない。この場合において、市は、そのための窓口を 保障しなければならない。
- 3 前2項の規定は、市が他の自治体等と共同又は協力して行う事業で、市民生活に影響を与えるものについても適用があるものとする。

【趣旨】

市民と市が協働してまちづくりを進めていくためには、双方がそれ ぞれの責任と役割を分担する必要があります。本条は、そのうち市の 責務を定めています。

【説明】

- 1 第1項は、市の説明責任を定めたもので、市民が市の施策について考え、行動する前提として、市は市民に分かりやすく十分に説明する責任を負うということです。また、当然のことですが、その説明は市の意思決定の前に行われるべきで、実行と並行することは想定していません。
- 2 第2項は、市の応答責任を定めています。市民の市政に対する意見は誠実に受け止めて処理しなければなりません。いわゆる「糠に釘」や「たらい回し」は許されないことを規定しています。
- 3 第3項は、前2項に規定する市の責務については、他の自治体等 との共同事業でも市民生活に影響を与えるものについては、その範 囲内で説明責任、応答責任を回避できないことを明らかにしていま す。

なお、本条にいう「他の自治体等」には、国や東京都、他の市区町村、独立行政法人、一部事務組合、公共的団体、民間事業者、NPO団体等も含まれます。

(市民の責務)

第5条 市民は、市民参加及び協働の目的を自覚し、市と共に市政運営が円滑に進むよう努めなければならない。

【趣旨】

市民と市が協働してまちづくりを進めていくためには、双方がそれ ぞれの責任と役割を分担する必要があります。本条は、そのうち市民 の責務を定めています。

【説明】

市民が持つ「市民参加」や「協働」の意識については、個人個人さまざまで、すべての市民に一律に責任と役割を課すことはできません。市民参加及び協働を推進していくためには、市民自らその目的を自覚することが出発点となります。そして、一人の市民として、自らが生活する社会に関心を持ち、自分ができることを考え、まちづくりに進んで参加するよう努めることが必要です。市民参加が強制されたものであれば、それは決して「市民の意思が反映されること」や「市と市民が協働すること」にはならないからです。

第2章 市政情報の公開

(市の会議の公開)

- 第6条 市の会議は、原則として公開する。
- 2 公開の例外として認められる非公開の会議は、その理由を明らかにしなければならない。
- 3 非公開の会議の記録のうち、非公開とするものは、特に秘密を要すると認められるものに限る。

【趣旨】

市政情報の公開は、市民参加と協働を推進していくうえでの必須条件ですが、本条は、市政情報のうち会議の公開について定めています。

【説明】

1 本条は、第7条(情報公開手段の拡充)とともに、市民への市政情報の公開について定めていますが、会議を公開することにより、市民参加をより円滑に推進するためのものです。ここでいう会議とは、第2条に規定する「附属機関等の会議」を指します。市の職員が開く事務的な打合会や市としての意思形成段階の会議については、一律に非公開とするものではありませんが、一定の整理をしたうえで対象とすべきです。

市政情報の公開は、市の情報公開条例に委ねれば足りるという考えもありますが、同条例の目的と市民参加条例の目的は、直接的には同一ではありません。また、市民参加条例は、非公開措置に対する救済手続にはかかわりません。

2 非公開の会議とは、秘密会となる会議です。常識的には、秘密会の記録はすべて非公開であってもよいという考えもありますが、会議の記録の非公開は、秘密会のうち、特に秘密にしておく必要のある部分に限ることにより、努めて会議録の公開の範囲を狭めないようにしたものです。

(情報公開手段の拡充)

- 第7条 市は、市民との情報の共有を図るため、次に掲げる事項に配慮し、努力しなければならない。
 - (1) 会議録の公開
 - (2) 広報紙等の拡充
 - (3) 情報公開施設の拡充
 - (4) 通信等情報伝達手段の充実

【趣旨】

市は、市民参加と協働の前提となる情報公開について、その手段の 拡充を図らなければならないことを定めています。

【説明】

市民が市政情報を得るには、種々の手段が必要です。なおかつ、その情報が市民に分かりやすく伝達されることが重要です。

第1号は、会議録を作成し、これを公にすることで、検討の経過を 明らかにし情報公開を推進することを意味します。

第2号は、広報紙等の紙面の読みやすさを含めた質の向上と内容の 充実を意味します。

第3号は、広報紙等による情報伝達のみではなく、種々の情報公開施設を拡充し、市民が市政情報に接し得る場所(機会)を多くすることを意味します。

第4号は、電子的通信手段を含めた情報伝達手段の整備・充実を意味します。

以上のように、第2号から第4号までは市政情報が十分市民に周知できるよう留意し、かつ、その実現を期すべき事柄です。

第3章 附属機関等への市民参加

(附属機関等の設置)

第8条 市は、市の重要政策について、その企画、策定、実施又は評価に至る過程に係る附属機関等を設置するものとする。

【趣旨】

本条は、市長の行政運営過程にその直属のスタッフの意思と異なる 複数の意思を反映させ、市政の適切な運用を保障することを目的とし ています。

【説明】

附属機関等には、地方自治法第138条の4第3項に基づき、法律、 条例を根拠として設置される執行機関(市においては市長)の附属機 関以外に、市長が設置する審査、諮問及び調査等を目的として設置さ れる機関をも含みます。

附属機関等を設置することによって、市民の意見をいかし、市長の 政策決定に実質的な影響を与える役割を期待しているものです。 (附属機関等の構成)

- 第9条 附属機関等には、原則として公募による委員(以下「公募委員」という。)を置かなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、附属機関等に公募委員を置かない場合は、市はその理由を明らかにしなければならない。
- 3 附属機関等における公募委員の比率は、原則として30パーセン ト以上とする。
- 4 附属機関等の委員構成は、男女それぞれに偏りがないように配慮 しなければならない。

【趣旨】

本条は、市の附属機関等には、原則して公募による委員を置かなければならないこととし、公募委員の比率、委員の男女構成等について規定しています。

【説明】

- 1 第1項は、附属機関等を設置するときは、原則として公募による 委員を置かなければならないとし、市民参加を保障することを明記 しています。
- 2 第2項は、附属機関等を設置する場合には、原則として公募による委員を置かなければならないが、一律にすべての附属機関等に公募枠を求める趣旨ではありません。附属機関等によっては、法令等で委員の構成が定められているもの、資格や免許の保有が求められるもの、高度の専門性が求められるもの、また、個人情報を審議するもの等、その設置趣旨や審議内容から判断して公募委員の設定になじまないものがあり、これらの附属機関等は除外するというものです。

ただし、この「原則として」を理由に、安易に委員を公募しない ということのないように公募委員を置かない場合には、市にはその 理由を説明する責任があります。

- 3 第3項は、公募委員の割合を原則として30%以上と規定しています。これは、各附属機関等の設置趣旨や審議内容等を考慮し、弾力性を持たせていますが、できる限り多くの市民枠を確保することが望ましいということです。
- 4 第4項は、第3項と同様に、条例で男女の比率を一律に規定する のは困難なことから、男女の割合については「偏りがないように配 慮しなければならない」にとどめています。

(公募委員の選任等)

- 第 1 0 条 市は、公正な方法によって公募委員の選任等を行わなければならない。
- 2 市は、公募委員を選考する場合は、あらかじめ選考基準を公表しなければならない。また、選考結果をその理由とともに遅滞なく公表しなければならない。

【趣旨】

本条は、附属機関等の公募委員の選任等に当たっては、公正な方法によらなければならないことを規定しています。

【説明】

- 1 附属機関等の委員の公募の際には、定員を上回る応募者が予測されます。したがって、公募委員の選任等が適正であると市民が判断できるような公正な方法で行われなければなりません。
- 2 公募委員の選考方法としては、論文選考、面接選考、抽選などの方法がありますが、いずれの場合にも選考の公平さが求められます。そのためには、選考基準をあらかじめ公表し、公正かつ公平に選考が行われることを明確にする必要があります。また、公募委員の男女比、年齢のバランス、居住地域が偏らないこと、といった事項を考慮して選考が行われることもあります。このような事項もやはり選考基準ですから、公募の段階で明らかにする必要があります。

選考結果をその理由とともに速やかに広報紙等で明らかにすることも、公募委員選考の公正さを示すことになります。

(委員の選任等)

第11条 市は、附属機関等の委員の選任等の結果を、その理由とと もに公表しなければならない。ただし、正当な理由があるときは、 この限りでない。

【趣旨】

本条は、附属機関等の委員の選任結果及びその理由を公表しなければならないことを規定しています。

【説明】

市が附属機関等の委員を選任する場合、選任した委員名と選任理由を市民に明らかにすることは、市民に附属機関等の委員の構成の妥当性を認識させ、判断する機会を提供することになります。なお、附属機関等の委員名については公表します。

(附属機関等の委員の兼任と任期)

- 第12条 附属機関等の委員は、原則として他の附属機関等の委員を 二つ以上兼ねることはできない。ただし、臨時的、時限的に設置される附属機関等の委員については、そのほかに、一つに限り兼ねる ことができるものとする。
- 2 委員の任期は、原則として3期までとする。ただし、専門的知識 又は技能を必要とする附属機関等の委員の場合は、この限りでない。

【趣旨】

より多くの市民が附属機関等の委員を経験する環境を整えるという 観点に立ち、兼任できる附属機関等の数及び再任回数を規定していま す。

【説明】

1 市民参加の趣旨からすれば、より多くの市民が附属機関等の委員を経験することが望ましいことです。同じ市民が委員をいくつも兼任することは、他の市民が委員となる機会を狭めることになります。といっても兼任を認めないとすれば、委員にふさわしい人材が不足する事態を招きかねません。そこで、附属機関等の委員の兼任は一つは認めるが、二つ以上は原則として認めないこととし、臨時的、時限的に設置される附属機関等に限っては、そのほかに一つに限り兼ねることを認めることとしました。

臨時的、時限的な附属機関等について一つに限って兼任を認めるのは、常設的な附属機関等とは異なり、設置期間が限定され、特定の課題の達成にふさわしい委員構成を考える上で、既に二つの附属機関等の委員を兼ねている委員であっても、メンバーとすることが望ましい場合もあり得るからです。

2 委員の任期について、2期までとした場合、1期2年とすると在任期間は4年間ということになり、当該附属機関等の活動内容(審議等)に慣れた頃に退かねばならなくなる都合を考え、原則として3期までとしました。原則ですから、相当の理由があれば4期まで認められる余地はあります。また、3期までというのは続けての意味ですが、間をおいてさらに3期間にわたる委員活動というのは、本条第2項の予測を超えるもので、多くの市民の意見を市政に反映するという本条例の趣旨から考えると好ましくありません。

ただし書には、附属機関等の性格上、その委員について適当な人材の確保を考慮すれば、一般の任期継続限度の運用は妥当とは言い切れないという配慮からです。

(附属機関等の答申等の尊重)

- 第 1 3 条 市は、附属機関等から提出のあった答申等を尊重しなければならない。
- 2 市は、前項の答申等が市政にいかされない場合は、その理由を遅 滞なく公表しなければならない。

【趣旨】

市長が、附属機関等に対し諮問等を行うからには、施策の決定に際して、その答申等を尊重するという当然のルールを規定したものです。

【説明】

公募委員が構成員となる附属機関等は、市民参加の一つの方法ですが、市長の諮問に応えて行う答申等が市長の尊重するところとならないようでは、市民参加の趣旨がいかされないことになります。

もっとも、事情によっては、答申がいかされない場合もあり得ます。 その場合市は、理由を速やかに市民に明らかにし、市民の理解を得る ことが必要です。

第4章 市民の意向調査

(市民の意向調査)

- 第14条 市は、市政に係る重要な施策又は課題について、市民の意向を知る必要があると認める場合は、市民の意向調査を実施するものとする。
- 2 市民は、市に意向調査の実施を求めることができる。
- 3 市は、意向調査の目的、内容、対象者及び結果の処理方法につい て、あらかじめ公表しなければならない。

【趣旨】

市は、市政にかかわる重要な施策又は課題について、市民の意向を知る必要があると認める場合は、市民の意向調査を実施する旨の規定です。

【説明】

市は、市政に関する重要な施策又は課題について市民の意向調査を 行い、広く市民の意見を求めるという、いわゆるアンケート調査によ る市民参加の方法を規定しています。

市民の意向調査を専ら市側の働きかけにまかせず、市民の側からもこの制度の実施を求めることを認めることによって、市民の意向調査の効用はさらに促進します。

この意向調査を実施する際は、市民が適切に調査に答えられるよう、調査に先立って目的、内容、調査の対象者及び結果の処理方法を明らかにしておく必要があります。

第5章 市民の提言制度

(市民の提言制度)

- 第15条 市の施策原案に対して、市が市民に提言を求める制度は、 本条の定めるところによる。
- 2 市は、市民の提言制度の実施に当たっては、対象事項の内容、市 民の意見の提示方法及び提出先並びに提示された意見の扱い方につ いて、あらかじめ公表しなければならない。
- 3 市は、市民の提言方法について、多様な方法を保障しなければな らない。
- 4 市民の意見の提示期間は、原則として1か月以上とする。
- 5 市は、市民の提言制度の実施結果及びその扱いについて、速やか に公表しなければならない。

【趣旨】

本条は、市の施策原案に対して、市が市民に提言を求める制度の扱いについて規定しています。

【説明】

- 1 市が策定する特定の施策の案(事業計画案、条例案等)について、 市民に書面や電子的通信手段等によって意見を求める制度(「パブ リックコメント」とも言われています。)です。市が施策の方向を 見定めるために、市民から提言を求めるもので、附属機関等が行う 策定段階の原案にもこの制度は適用されます。
- 2 第2項、第3項は、市民の意見が適切かつ容易に提示することが できるように配慮した規定です。

市民の意見の提示期間を「原則として1か月以上」としているのは、提示の期間が短すぎると市民の意見を十分に把握できない恐れがある一方で、多種多様な内容で寄せられる提言を一定期間までに集約する必要があるからです。また、市民の提言制度の結果が具体的にどのように扱われるのか速やかに市民に明らかにされなければ、この制度の意義はいかされないことになります。

なお、第4条(市の責務)第2項に定めている市民が市政について一般的に意見を述べるルートと本条の規定は趣旨を異にするものです。

3 施策原案や条例案等について、市民が意見等を積極的に寄せるためには、提出しやすい方法により実施することが必要です。また、 運用に当たっては、郵便、ファクシミリ、電子メール等、意見の記録性を確保できる方法であればよいこととし、できるだけ多様な方法を認めることとします。

第6章 市民投票

(市民投票)

第16条 市は、別に条例で定めるところにより、市政に関する市民 投票を行うことができる。

【趣旨】

市民参加の手続の一つとして、市民投票制度を設定するものです。 この条例に定める市民投票は、市民からの直接請求による住民投票条例に基づき執行するもの(地方自治法第74条・選挙権を有する者の50分の1以上の連署)や議員提案(地方自治法第112条・議員定数の12分の1の賛成)による住民投票条例に基づき執行するものとは異なり、この条例に基づき市長が市議会に諮ったうえで、別途定められる市民投票条例を根拠に執行するものです。

【説明】

1 本条では、多様な市民の意見を市政にいかす市民本位の市政運営を円滑に進めるための一手法として、市民投票を位置づけていますが、あくまでも特に重要な政策で、かつ、市民の意見を直接問う必要があると認められる場合についてのみ実施するもので、運用に当たっても他の市民参加手続に比べ、格段に対象事案の重要度が高いものに限定する必要があります。

また、条例に基づく市民投票実施の適否については、対象となる 事項の特定ができない以上、具体的な案件ごとに判断すべきであり、 個別の案件が出てきた段階で、当該政策に最もふさわしい形で条例 を制定し、その中で市民投票の実施期日、投票方法等について規定 する必要があります。

なお、市民投票は市民への諮問的な性格を持つもので、その結果 はあくまでもこれを「尊重」するにとどまるものであって、市議会 及び市長の権限を法的に拘束する力を有するものではないことに留 意する必要があります。

2 地方自治体が地方自治法に則った条例制定手続により住民投票を 実施するためには、市議会の議決を経て住民投票条例を制定し、そ こに盛り込まれたルールに基づき住民投票を実施する必要がありま す。

住民投票条例を制定するには、次の3つの方法があります。

- (1) 首長提案:首長の提案による住民投票条例に基づき執行するもの(地方自治法第149条)
- (2) 議員提案:議員の提案による住民投票条例に基づき執行するも

の(地方自治法第112条・議員定数の12分の1の賛成により 提案)

(3) 直接請求:市民からの直接請求による住民投票条例に基づき執行されるもの(地方自治法第74条・選挙権を有する者の50分の1以上の連署により請求)

(2)及び(3)については、議案として提案するには構成員の12分の 1以上、50分の1以上という地方自治法上の制限規定があり、これを条例で緩和することは、法律の範囲内で条例の制定権を認める 憲法第94条の趣旨に反することになります。

本条は、特に重要な政策で市民の意思を直接問う必要があると認める場合については、市長の提案により市民投票を実施することができるということを明確にするものです。

なお、この場合でも、条例の制定という市議会の議決手続を経なければ市長は市民投票を実施できないため、市議会の権能を侵すものではありません。

3 一般に市民投票に付すことが適当な特に重要な政策で、市民の意思を直接問う必要があると認める事項としては、①地方自治体の名称変更、合併・分離、境界変更等、当該団体の存立の基礎的条件に関する事項 ②大規模な公共施設の設置、廃止等、当該団体における特定の重大な施策 ③長と市議会が対立している特に重要な案件 ④地方公共団体の将来像を永く決定する事項で、市民の意思が二分されるような事項が挙げられます。

一方、市民投票に付すことが適当でない事項としては、一般に、 ①重要であっても専ら一部特定の市民又は地域に関する事項 ②総合的で長期的な検討を要し、多様な可能性が存在する問題 ③高度の専門的・技術的な問題 ④地方公共団体の権限に属さない事項等が挙げられます。

いずれにしても、市民投票に付することの適否は、高度な判断が要求される事項であり、個別の案件が出てきた段階で、当該施策に最もふさわしい形態で市議会の議決によって条例を制定することになります。

4 「投票資格者」は、原則として、小金井市の「市民」のうち法人 その他の団体を除く自然人(個人)をいいます。自然人については、 原則として国籍や年齢を問いません。

しかし、市民投票の実施に当たっては、「投票資格者」を投票に付すべき事項、投票の期日、投票の方法、投票結果の公表その他必要な手続と一緒に条例で定める必要があります。「投票資格者」に関しては、国籍、年齢、市内在住等の条件を投票に付すべき事項の内容に応じて規定することになりますので、公職選挙法に準じた手続によって市民投票を実施する場合等には、外国籍の市民や未成年者等が投票資格者にならない場合もあります。

第7章 市民と市との日常的な協働

(市民と市との日常的な協働)

- 第17条 市民及び市は、市民と市との日常的な協働を円滑に進める ため、次に掲げる事項に留意しなければならない。
 - (1) 市民の知識及び技能の市政への活用
 - (2) 市民による協働のための情報の市への自主的提供並びに市による市民情報の積極的収集及び市民との共有
 - (3) 市民相互の意見交換による、相違する市民間の意見の調整

【趣旨】

市民参加と協働を進めていくためには、市民と市との特定の制度を通しての協働にとどまらず、日常的な協働が重要です。本条は、市民と市との間の意思の交流、市民の市政への協力など、日常的な協働を円滑に進めるうえでの留意すべき事項を定めています。

【説明】

- 1 第1号は、市民の有する豊富な経験と各分野における市民の専門 的な知識、技能が市政に役立つように手だてを講ずることであり、 市民の知識と能力を市政に役立てるという協働の重要な側面を意味 しています。
- 2 第2号は、市政を中心とした情報に関する市民と市相互間の情報 の積極的交換です。
- 3 第3号は、市民間の意見交換による異なった意見の調整であり、 協働の一方の当事者である市民にとって、市との協働を進める前提 となるものです。

第8章 協働のための活動拠点

(活動拠点の設置)

- 第18条 市は、別に定めるところにより、日常的な協働のための拠点を設置するよう努めなければならない。
- 2 前項の拠点においては、市民個人及び市民グループ(NPO(民間非営利活動団体)を含む。)等から成る市民の組織が市と協働し、日常的な情報又は意見の交換を通して、その成果について、説明責任を果たし、健全なまちづくりを推進するものとする。

【趣旨】

市民と市との日常的な協働を円滑に進めるためには、協働の拠点が不可欠です。この拠点づくりに市民の協力はもとより、市の積極性が必要であることを規定しています。

【説明】

- 1 個々の市民や市民グループ (NPOを含みます。)等からなる組織の日常的な活動拠点の設置は不可欠であり、市はその設置に努めなければなりません。
 - この活動拠点では、市民と市との情報交換・意見交換が活発に行われ、得られた成果については市民に説明するなど、健全なまちづくりに向けた活動が求められます。
- 2 市民や市民グループ等が市政に望むこととしては、活動に対する 資金の援助、活動の場の整備・提供、活動に必要な機材の提供、活 動を充実させる研修会の実施などが考えられます。このようなニー ズに必要に応じて応えるとともに、市民活動がさまざまな担い手に よって多様な分野で展開されている状況を考慮すると、市民活動の 発展を促す総合的な活動拠点があることが望まれます。ただし、活 動拠点の整備に当たっては、内容についても市民及び市民活動団体 の間で協議・検討を進め、市民が使いやすいものにする必要があり ます。

第9章 市民参加推進会議

(市民参加推進会議の設置)

第19条 市は、この条例の適正な運用状況を審議するため、市民参加推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(推進会議の役割)

- 第20条 推進会議は、社会情勢の変動に留意しつつ、この条例の運用状況を審議し、条例の見直しを含め、市民参加と協働を推進する ために必要な意見を市長に提言するものとする。
- 2 市長は、推進会議の提言及びこれに対する市長の意見を速やかに 公表しなければならない。

【趣旨】

市民参加と協働が、この条例の趣旨に沿って着実に進展するためには、運用に対する市民と市の積極性が望まれると同時に、協働を推進する実践活動が適切に行われるよう、条例の運用状況を常に検証し、市民参加条例の中に見直すべき部分があればその改正の協議を行う組織が必要です。

第19条及び第20条は、組織の設置とその役割を定めています。 第20条第2項は、市民参加推進会議の市長に対する提言については、 速やかに公表しなければならないという責務を定めています。

【説明】

1 この条例は、広範囲にわたる行政活動を対象とした市民参加と市 民及び市との協働のあり方を定めることにより、行政活動への市民 参加と協働を推進しようというものですが、今後、社会状況の変化 や市民のニーズなどを反映して見直しを求められることも予測され ます。

そこで、小金井市にとってはどのような市民参加と協働の制度が 望ましいかという観点から、市民と市職員が率直に話し合い、制度 の運用状況や市民の関心のあり方などを不断にチェックして、その 答えを見いだし改めるべきは改めていく必要があります。このよう な作業を行う場として市民参加推進会議を設置するものです。

2 市民参加推進会議は、①条例の運用状況の審議 ②条例の見直し ③市民参加と協働を推進するための市長への提言を主な役割としま すが、市民参加手続の実施状況などから制度が有効に機能していな いと判断したときは、推進会議の発意により市長に建議する機能を も併せ持ちます。 3 市民参加推進会議の市長に対する提言については、その内容と提言に対する市長の意見を公表する責務を定めています。推進会議の活動が情報として市民に伝わることで、市民参加を効果的に推進することができます。

(推進会議の構成等)

- 第21条 推進会議の委員は12人以内とし、委員は、次の者をもって構成する。
 - (1) 市民(市内に住所を有する者に限る。) 5人以内
 - (2) 市民団体代表(市内の地域団体等の代表) 3人以内
 - (3) 学識経験者

2人以内

(4) 市に勤務する職員

2人以内

- 2 前項第1号及び第2号の委員は、公募によるものとする。
- 3 推進会議に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によって定める。
- 4 委員長は、推進会議を総理する。副委員長は、委員長を補佐し、 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代 理する。

【趣旨】

市民参加推進会議の委員数、委員の構成等について規定しています。

【説明】

市民参加推進会議における審議は、市民の健全で多様な感覚に基づいて行う必要があることから、委員定数12人中8人の委員を市民及び市民団体から選任するとしています。また、市民参加推進会議は市民と市との協働を図り、市民と市職員が率直に意見を交換する場として位置づけることから、市職員2人を委員としています。

なお、学識経験者 2 人については、大所高所からの意見又は専門家としての意見の提示を願うため委員に参画していただくものです。

(推進会議委員の任期)

- 第22条 推進会議委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただ し、連続して3期を超えてはならない。
- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

【趣旨】

市民参加推進会議の委員の任期及び再任回数についての規定です。

【説明】

推進会議の委員の任期については、附属機関等の委員の任期は一般に2年が多いことから、2年としました。再任については、特段これを禁止する理由はないことから認めることとしました。ただし、再任の継続回数は、第12条(附属機関等の委員の兼任と任期)第2項の規定と同様、連続して3期を超えてはならないと規定しました。

(推進会議の運営)

第23条 推進会議の運営については、別に定める。

【趣旨】

推進会議の運営については、別に定める規定に委ねることを規定しています。

【説明】

市民参加推進会議の運営を円滑に進めるためのルール(役員、会議の運営、庶務等)については、推進会議の委員の意見を聞き、別に定めることとします。

第10章 雑則

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に規則で定める。

【趣旨】

この条例の施行に関し、必要な事項は規則に委ねることを規定しています。

【説明】

本条に基づき、施行規則を定めます。

小金井市市民参加条例の手引(改正分)

第6章 市民投票

(市民投票)

第16条 市は、市政に関する市民投票を行うことができる。

【趣旨】

市民参加の手続の一つとして、市民投票制度を設定するものです。

【説明】

1 市民投票の制度には、個別の事案が出てきた段階で、その都度議会の議決を得て条例を制定し実施する「個別設置型」と、対象事項や投票資格者、市民投票の 実施期日など、市民投票に関するルールをあらかじめ設けておき、それに基づいて実施する「常設型」に大別できます。

本市の場合は、平成21年3月の第2回小金井市議会臨時会において小金井市 市民参加条例の改正案が議員提案され、全会一致で可決されたことにより「常設型」の市民投票制度が創設されています。

2 市民投票制度は、多様な市民の意見を市政にいかす市民本位の市政運営を円滑 に進めるための一手法であり、地方自治の基本である間接民主制を補完するため の制度として位置づけられています。しかし、市民投票は、その社会的、政治的 影響の大きさからして、特に重要な政策で、かつ、市民の間又は市民、議会もし くは市長の間に重大な意見の相違があり、市民の意見を直接問う必要があると認 められる場合についてのみ実施されるべきものです。

したがって、制度運用に当たっては、目的、意義、効果、費用などを考慮した上で、市民参加の手続における最終的な手段として活用されるべきであり、他の市民参加手続に比べ、格段に対象事案の重要度が高いものに限定される必要があります。

3 市民投票は、市長が執行することとしていますが、市民投票の管理及び執行に 関する事務を小金井市選挙管理委員会に委任するものとします。選挙管理委員会 は、市長から独立した行政委員会で、投票や開票に関する事務についてのノウハ ウを有しています。併せて中立性や効率性の観点からも、市民投票の実務につい ては、市長から選挙管理委員会に委任することとします。

【関係規則】

規則第2条、規則第3条

(投票資格者)

- 第17条 市民投票の投票権を有する者(以下「投票資格者」という。)は、次の各 号のいずれかに該当する者であって、規則で定めるところにより作成する投票資 格者名簿に登録されているものとする。
 - (1) 年齢満18年以上の日本国籍を有する者で、その者に係る市の住民票が作成された日(市に住所を移した者で住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日)から引き続き3か月以上市の住民基本台帳に記録されているもの
 - (2) 年齢満18年以上の永住外国人で、外国人登録法(昭和27年法律第125号)第4条第1項に規定する外国人登録原票に登録されている居住地が市の区域内にあり、かつ、同項の登録の日(同法第8条第1項の申請に基づく同条第6項の規定による市の区域内への居住地変更の登録を受けた場合には、当該申請の日)から引き続き3か月以上経過しているもの
- 2 前項第2号の永住外国人とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第2の上欄の 永住者の在留資格をもって在留する者
 - (2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者

【趣旨】

本条は、市民投票の投票資格者の年齢や市内在住、外国籍市民の要件について規定しています。

【説明】

- 1 市民投票は、市民の福祉に重大な影響を与える可能性のある事案が対象となることから、公職選挙法に規定する選挙権を有していなくても、できる限り幅広い市民が投票に参加できることが望ましいと考えられます。このため、未成年者についても投票資格者に含めることとします。しかし、未成年者については、事理を弁識する能力や、投票資格者になることによって、投票運動などで受ける精神的影響などを考慮する必要もあり、あまり低い年齢では適切でないと考え、年齢要件については満18歳以上としています。
- 2 永住外国人は、相当期間、日本で生活していることから、日本の社会生活や文化、政治制度を踏まえ、居住地の市民投票に付す事項の内容等につき、自らの意思を表明するため、投票に参加できることが望ましいと考え、投票資格者としています。
- 3 地方自治法第18条及び公職選挙法第9条において、選挙権に「3か月以上」の住所要件を設けたのは、その団体の住民として選挙に参加するためには、少なくとも一定期間そこに住み、地縁的関係も深く、かつ、ある程度団体内の事情にも通じていることが必要であると考えられたからです。本市制度においても、この考えに準じて市内における在住の要件を「3か月以上」としています。
- 4 満18歳及び満19歳の者並びに永住外国人については、公職選挙法の適用が ないため、同法の規定による犯罪等による失権者の確認ができません。満18歳

及び満19歳の者並びに永住外国人に係る失権者の確認ができない以上、満20歳以上の日本国籍を有する者についてのみ犯罪等による失権者を適用し、投票資格者名簿から削除することは、公平性を欠く取扱いとなるため、必要な資格要件を満たす者は、全員投票資格者名簿に登録することとします。

ただし、成年被後見人については、事理を弁識する能力を欠くという理由から、 公職選挙法第11条第1項に準じて、市民投票の投票権を有しないこととします。

【関係規則】

規則第4条、規則第5条、規則第6条、規則第7条、規則第8条、規則第9条、 規則第10条 (市民からの請求による市民投票)

- 第18条 投票資格者は、規則で定めるところにより、その総数の100分の13 以上の者の連署をもって、その代表者から、市長に対して、市政の重要事項について市民投票を実施することを請求することができる。
- 2 前項の請求を行おうとする者は、規則で定めるところにより、市民投票の形式等市民投票の実施に必要な事項を請求書に明記しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による請求があったときは、市民投票を実施しなければならない。ただし、市政の重要事項であっても、法令の規定により市民投票を行うこととされている事項である場合、税率、分担金、使用料、手数料等の額に関する事項である場合又は特定の地域に廃棄物処理施設等の嫌悪施設を立地させる事項である場合は、市民投票を実施しないことができる。
- 4 市長は、前項の規定により行う市民投票の実施に要する経費を、他の経費とは 区別して、独立した補正予算とした議案を市議会に提出するものとする。
- 5 市議会は、第3項の規定により行われる市民投票の円滑な実施に協力するものとする。
- 6 第1項において、市民投票の実施を求める投票資格者は、地方自治法の条例の 制定又は改廃の請求に関する規定の例により、市長に対し、署名簿を提出するも のとする。

【趣旨】

本条では、市民投票は、市民からの請求によることとした上で、市民投票の対象事項、適用除外事項、経費の取扱い及び市議会の協力について規定しています。

【説明】

1 市民投票の請求に必要な署名者数については、他の自治体の事例や本市における過去の直接請求等の署名の実績などを参考としています。実際に署名収集が可能な数であり、また、請求の乱発防止という点も十分に考慮し、投票資格者総数の100分の13以上としています。

また、市民投票の請求は市民からの請求のみを規定しており、他の自治体で採用されている議会からの請求や市長からの発議は規定していません。

- 2 市民投票制度は、直接市民に意思を確認し、その結果を踏まえ市長や議会が意思決定を行っていくことを目的とした制度であるので、投票結果に様々な解釈の余地が生じないように、市民投票の請求に当たっては、二者択一で、原則として 賛成又は反対を問う形式により行わなければならないとしています。
- 3 市民投票の対象となる「市政の重要事項」とは、市民投票制度の趣旨から「市全体に重大な影響を及ぼす事案で、直接市民にその賛否を問う必要が特にあると認められるもの」といえます。したがって、対象事案は、地域社会の状況を踏まえ、個々に判断されるものであり、あらかじめ確定的に定めることは困難です。そのため、第1項の規定による請求があったときは、市民投票を実施しなければならないとした上で、市民投票の対象事項から除外するものについて列挙するネガティブ・リスト方式を採用しています。

(1) 法令の規定により市民投票を行うこととされている事項 既に法律上で住民投票を行うことができる制度が確立されている事項につい ては、法令の規定に基づいて住民投票を実施することが適当であるため、適用 除外としています。

(具体例)

- ・ 「市町村の合併の特例等に関する法律」に基づく合併協議会設置協議を求 める住民投票
- 議会の解散、議員の解職、市長の解職等を求める住民投票
- (2) 税率、分担金、使用料、手数料等の額に関する事項

地方自治法に規定する直接請求において、「地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料」が対象外とされていることを踏まえ、適用除外としています。なお、地方自治法において、税率、分担金、使用料、手数料等の額に関する事項については、市民の負担が軽くなることのみをもって誰からも賛成が得られやすいものであり、その結果が当該地方公共団体の財政に与える影響について十分検討されないまま容易に請求が成立する可能性があるため適用除外としているものです。

(具体例)

- ・ 市民税の税率引下げ
- ・ 公共施設の使用料の引下げ
- (3) 特定の地域に廃棄物処理施設等の嫌悪施設を立地させる事項

市民投票は、全市域の市民を対象として実施されるものであることから、その 影響が、特定の地域に限られるような嫌悪施設に係る事項については、適用除 外としています。その理由の一つとしては、特定の地域について市民投票を実 施した場合、直接的な利害に関わらない多数の市民の意見が少数の意見を封じ 込めるような不合理を避けるためです。

なお、嫌悪施設とは、施設に対しての必要性は認識するものの、自分たちの 地域には建設して欲しくないとする感情を持つ施設をいいます。

(具体例)

- 可燃ごみ処理施設
- 4 市長は、市民投票の請求があったときは、市民投票を実施しなければなりません。したがって、その財源的裏付けとなる予算について、自らの権限に基づき提案し、議会は市民投票の円滑な実施に協力するものとしています。

【関係規則】

規則第11条、規則第12条、規則第13条、規則第14条、規則第15条、規則第16条、規則第17条、規則第18条、規則第19条、規則第20条

(市民投票の期日)

- 第19条 市長は、前条第3項の規定により市民投票を実施するときは、直ちにそ の旨を告示しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による告示の日から起算して90日を超えない範囲内において市民投票の期日を定め、市民投票を実施するものとする。

【趣旨】

本条は、市民投票の期日について規定しています。

【説明】

- 1 市民投票を実施する場合は、その旨の告示を行うとともに、確実に市民投票を 実施するために、投票や開票に関する事務的な準備作業に要する期間や、投票運 動が行われるために必要な期間を考慮し、告示の日から起算して90日を超えな い範囲内において投票日を設定することとしています。
- 2 他の選挙との同日実施については、投票率の向上や経費の節減等のメリットが考えられるとの意見もありますが、市民投票の投票資格者には未成年者や永住外国人の方も含まれ、運用上は投票所を別々に設置する必要があります。しかし、このことが、未成年者や永住外国人の方のプライバシーを侵害するおそれがあることに加え、他の選挙における候補者の公約や論点が市民投票の争点と重なった場合において、市民投票の投票運動と当該選挙の選挙運動の区分が困難となり、投票運動のつもりで行った行為が選挙運動と認定され、公職選挙法違反に問われるおそれも考えられることから、投票運動に参加される市民を保護するという観点からも他の選挙との同日実施は、避けるべきと考えられます。

【関係規則】

規則第21条、規則第22条

(情報の提供)

- 第20条 市長は、市民投票を実施するときは、当該市民投票に係る市政の重要事項に関する情報を、市民に対して提供するものとする。
- 2 市長は、前項に規定する情報の提供に当たっては、事案についての中立性を保持しなければならない。

【趣旨】

市長は、市民投票を実施する場合に、当該市民投票の対象事案に関する情報を市民に提供することを規定しています。

なお、その場合市は、事案についての中立性を保持しなければなりません。

【説明】

市長は、市の情報を管理するという立場において、市民に対する情報提供という 点で大きな役割を果たすものと考えられることから、公平性や中立性に十分配慮し つつ、市報やホームページ等により市民投票の対象事案に関して、市民が判断を行 うために必要な情報を公開する責務があります。

また、必要に応じて公開討論会等の情報提供のための施策を行うことも想定しています。

【関係規則】

規則第23条

(請求の制限)

第21条 この条例による市民投票が実施された場合には、市民投票の期日から2 年間は、同一の事項又は当該事項と同旨の事項について、第18条第1項の規定による請求を行うことができない。

【趣旨】

本条は、市民投票の請求に関する制限について規定しています。

本条例による市民投票を実施した場合は、当該市民投票の期日から2年間は、同一の事項又は同旨の事項について、市民投票の請求を行うことはできません。

【説明】

市民投票を実施した場合、よほどの状況の変化がない限り短期間で市民の総意が変化するとは考えにくいことです。また、短期間に市民投票が繰り返されると市の財政に過大な負担が生じます。

一方で、同一の事案について再度の市民投票を認めないとすると、その後の社会情勢の変化に対応できないことになります。結果の安定を図りながら社会情勢の変化にも対応できるようにするためには、2年間程度の制限期間を設けることが適当と考えます。

また、新たに重大な事柄が発生する等、新たな局面を迎えた場合には、市議会や市長が初回の市民投票の結果も含めた市民の意向を酌み取りつつ対応するのが基本であり、短絡的に市民投票という手段を用いるものではありません。

しかし、近年の社会変化による環境問題や個人情報問題等に見られるように、比較的短期間で住民の意向が変化することも考えられます。したがって、間接民主主義の原則と初回の市民投票の結果を尊重し、制限期間を2年間とすることが妥当であるといえます。

(投票結果の尊重)

第22条 市民投票の結果において、選択肢のいずれかが投票資格者総数の3分の 1以上の者により選択されたときは、市長及び市議会は、当該結果を尊重しなけ ればならない。

【趣旨】

市長及び市議会は、市民投票の結果について尊重しなければなりません。

【説明】

- 1 市民投票は市民への諮問的な性格を持つもので、その結果はあくまでもこれを 「尊重」するにとどまるものであって、市長及び市議会の権限に対し、法的拘束 力を有するものではないことに留意する必要があります。
- 2 市民投票の結果がそのまま市の決定となるものではありませんが、選択肢のいずれかが投票資格者総数の3分の1以上に達していれば、市長及び市議会は、当該結果を尊重しなければなりません。

(規則への委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、市民投票に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

本条は、規則への委任規定です。この規定に基づき、市民投票に必要な事項を小金井市市民投票規則で規定しています。

【説明】

本規定に基づき「小金井市市民投票規則」を定めています。

第6期市民参加推進会議委員の意見等

第7期市民参加推進会議への意見等をいただきましたので、以下のとおりご 紹介させていただきます。

- 1 市民参加推進会議(第49回)(平成29年8月4日(金)開催)
 - (1) 最初何をやっていいのかわからなかったので、新たな委員にも理解できるような形を取るべき。
 - (2) どういう発言をすべきかわからないこともあった。
 - (3) サイレントマジョリティを施策に反映させてほしい。
 - (4) 発言しやすい環境を作るためにも、議事録の修正が可能なことは伝えたほうがいい。
 - (5) 市民参加について、議題が尽きたら休むのも一つの手だと思う。